西日本高速道路株式会社における入札契約制度について

令和８年７月
西日本高速道路株式会社

みち、ひと・・・未来へ。

NEXCO 西日本

令和８年７月　変更内容

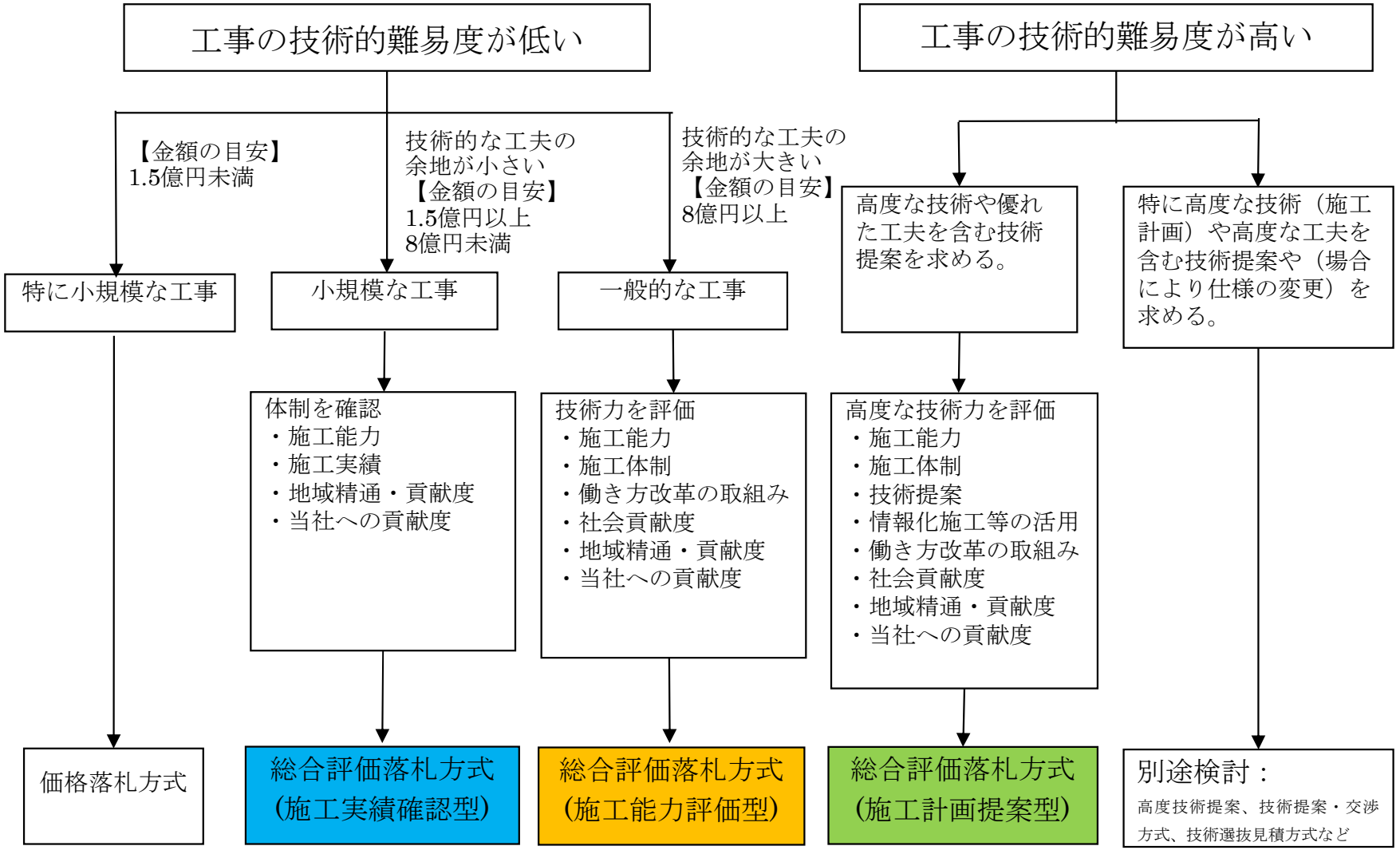
赤字：R8.7以降の見直し箇所

P 16	：	入契法に基づく工事費の内訳書（明細）の提出（R8.10）※URLの更新のみ
P 26～31	：	工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）（R8.7）
P 34	：	不調の発生状況（工事）（R8.3末時点）（R8.7）
P 42	：	不調の発生状況（調査等業務）（R8.3末時点）（R8.7）

１．工事の落札者決定方法
及び競争参加資格要件

工事の落札者決定方法

NEXCO西日本では、工事内容や工事規模によって以下のとおり落札者決定方法を区分しています。

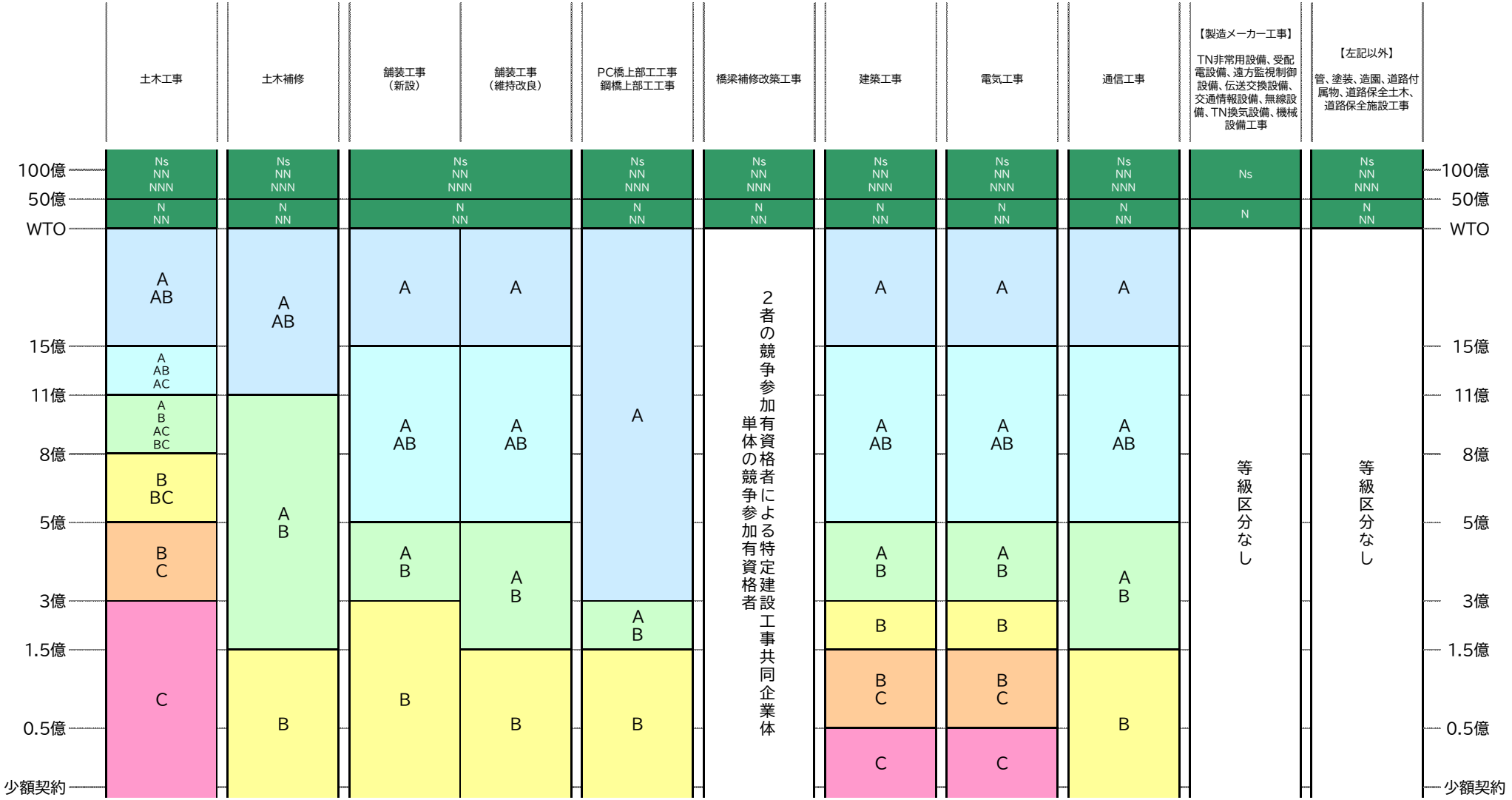


※R7.4～【金額の目安】を変更

工事の発注標準　1/2

NEXCO西日本では、下記の通り工事種別及び発注規模（注）によって入札参加可能な等級区分を設けています。
なお、工事有資格者の数が少数、工事が特別の技術又は高度の施工能力が必要等のときは他の等級を求める場合があります。

適用：R7.4～



注）契約制限（参考）価格は発注規模の範囲と異なる場合があります。

工事の発注標準　2/2

◎ 等級区分について

適用：令和７年４月～

■ 一般競争参加資格とする経営事項評価点数

一般競争入札において競争参加資格とする経営事項評価点数は以下のとおりです。

工事種別 / 等級区分	土木工事	土木補修工事	舗装工事	PC橋上部工工事	鋼橋上部工工事	橋梁補修改築工事	建築工事	電気工事	通信工事	TN非常用設備工事	遠方監視制御設備工事	伝送交換設備工事	交通情報設備工事	無線設備工事
Ns	1,400点以上	1,200点以上	1,300点以上	1,350点以上	1,300点以上	1,250点以上	1,450点以上	1,200点以上	1,200点以上	1,200点以上	1,200点以上	1,200点以上	1,200点以上	1,200点以上
N	1,250点以上	1,100点以上	1,200点以上	1,250点以上	1,200点以上	1,150点以上	1,350点以上	1,100点以上	1,100点以上	1,100点以上	1,100点以上	1,100点以上	1,100点以上	1,100点以上

※R7.4～ 新たに「土木補修工事」に等級区分を設定

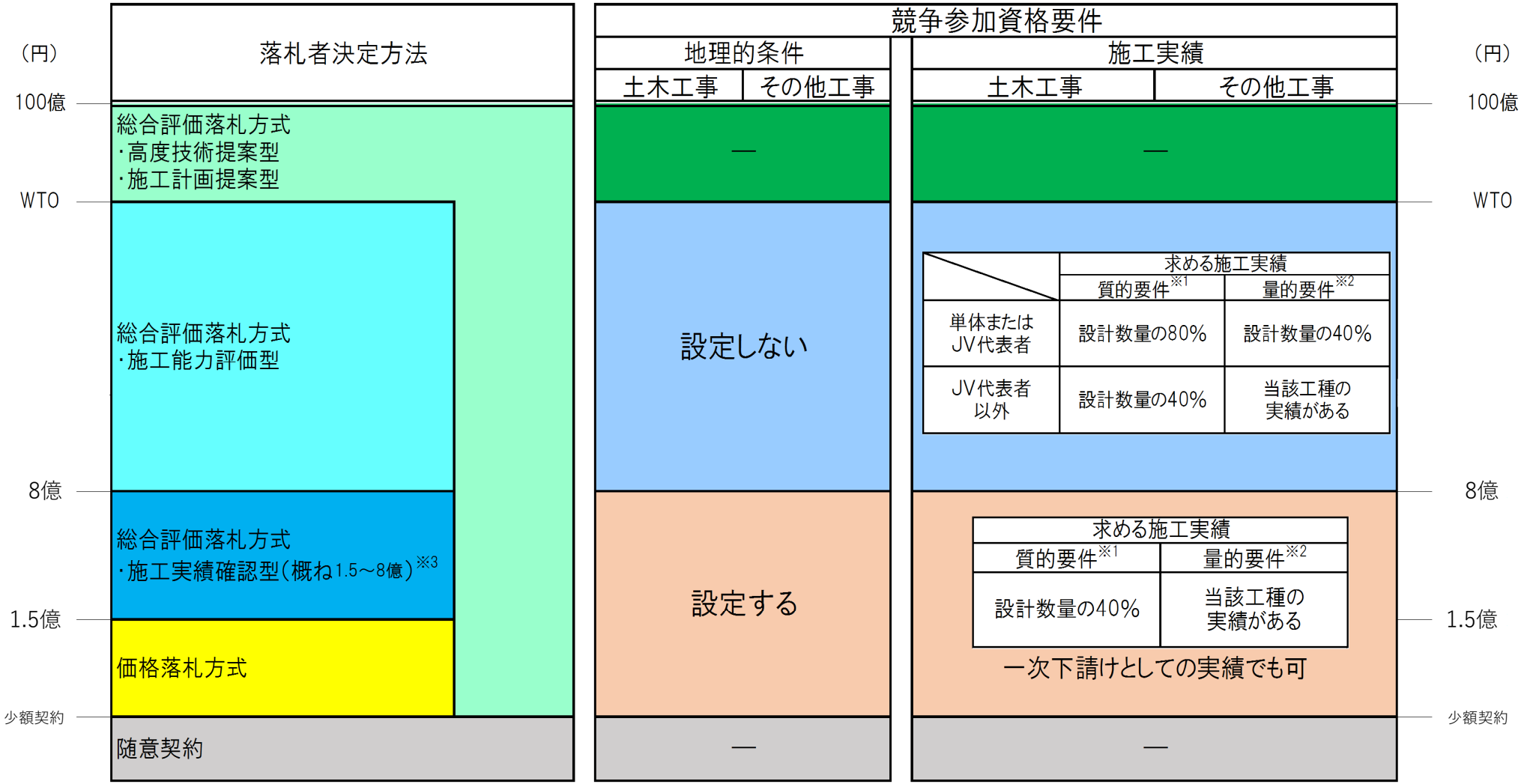
■ 等級区分

等級区分を設けた工事種別について、その規模ごとに競争参加資格とする等級区分は以下のとおりです。
なお、等級は、経営事項評価点数に技術評価点数 （NEXCO西日本が主観的事項について算定した点数）を加えて算定する総合点数により区分されています。

工事種別 / 等級区分	土木工事	土木補修工事	舗装工事	PC橋上部工工事	鋼橋上部工工事	建築工事	電気工事	通信工事
A	1,900点以上	1,550点以上	1,500点以上	1,300点以上	1,250点以上	1,300点以上	1,400点以上	1,150点以上
B	1,899点以下 1,550点以上	1,549点以下	1,499点以下	1,299点以下	1,249点以下	1,299点以下 1,000点以上	1,399点以下 1,000点以上	1,149点以下
C	1,549点以下	－	－	－	－	999点以下	999点以下	－

工事の落札者決定方法及び競争参加資格要件

NEXCO西日本では、工事規模工事内容によって落札者決定方法及び競争参加資格要件を設定しています。



※3　8億円を目安とする

※1　橋梁支間長、トンネル断面等

※2　土工量、トンネル延長等

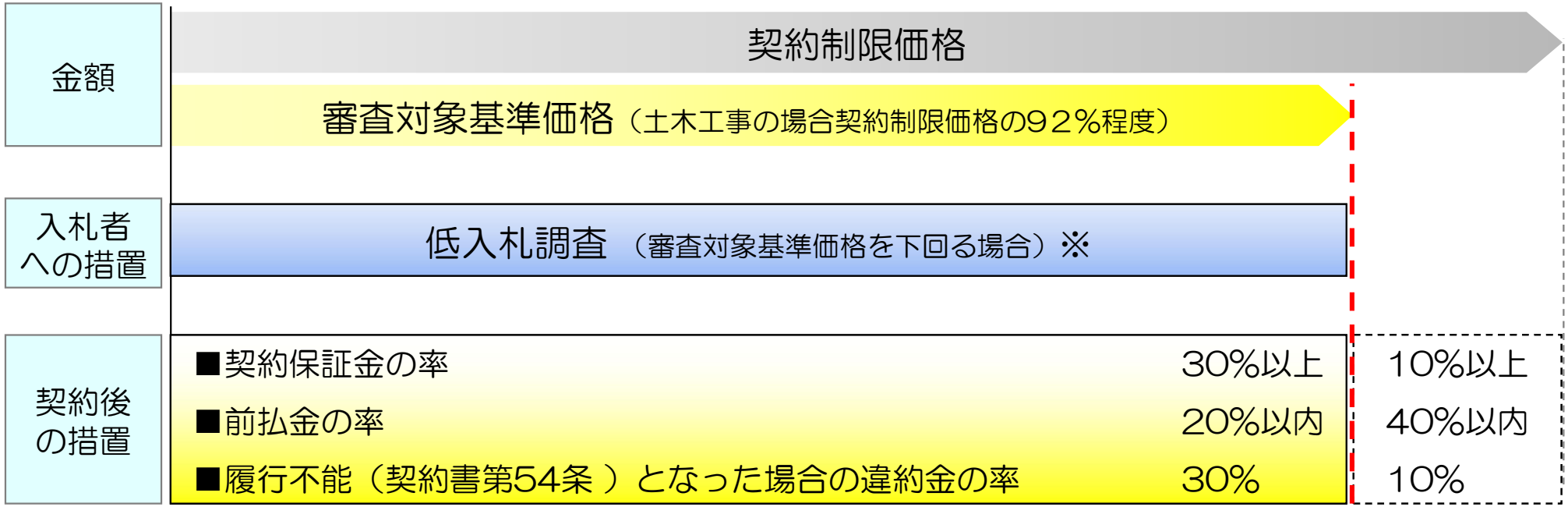
2．工事契約価格適正化制度

工事契約価格適正化制度の導入

「工事契約価格適正化制度」とは、工事の品質確保、安全対策の徹底及び工事下請け会社への不当なしわ寄せの排除を目的に、さらには健全な工事執行体制の構築と高速道路の建設管理事業全般の技術力の維持向上を図るための制度です。これにより、ダンピング受注など不適切な低入札の排除等が期待されます。

工事契約価格適正化制度の概要　1/2

NEXCO西日本では、「審査対象基準価格」を設定し、入札価格によって、失格または低入札調査等を行います。



※　入札者への措置	工種等区分	
審査対象基準価格を下回る価格で入札を行った者へは、低入札調査を実施しますが、右表に示す土木工事系工種で、以下の項目①②全てに該当する場合は、審査対象基準価格を下回る価格で入札を行った者であっても、低入札調査を行うことなく失格とします。 ①価格落札方式であること ②審査対象基準価格以上、契約制限価格以下に入札を行った者が、他者にいること なお、機器設置系工種は、落札方式等に関わらず全ての工事において、低入札調査を実施します。	土木工事系工種	土木・土木補修・舗装・ＰＣ橋上部工・鋼橋上部工・橋梁補修改築・建築・電気・通信・管・塗装・造園・道路付属物工・道路保全土木・道路保全施設
	機器設置系工種	トンネル非常用設備・受配電設備・遠方監視制御設備・伝送交換設備・交通情報設備・無線設備・トンネル換気設備・機械設備

工事契約価格適正化制度の概要　2/2

「審査対象基準価格」の算定式

審査対象基準価格
＝直接工事費※1×0.97 ＋ 共通仮設費※2×0.9 ＋ 現場管理費※3×0.9 ＋ 一般管理費等※4 × 0.68
［契約制限（参考）価格に対して上限92%　下限75%］

※1　**直接工事費：目的物工事費＋仮設工事費**
【目的物工事費】
工事目的物を施工するために直接投入される材料費、労務費及び直接経費（機械経費、水道光熱電力量、特許使用料）。
【仮設工事費】
個々あるいは複数の工事目的物工事の施工を直接的に補助するために必要となる費用。

※2　**共通仮設費：**
工事目的物を施工するために間接的に必要となる各工事共通の運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費。

※3　**現場管理費：**
現場に派遣されている現場従業員の給与手当、現場従業員および現場労働者の労災保険料、健康保険料等の法定福利費など、その現場で必要とする費用。

※4　**一般管理費等：**
工事施工にあたる企業の継続運営するのに必要な本支店経費等および附加利益の費用。

低入札調査　１/３

入札価格の根拠となる証拠書類を基に、工事の適正な履行が可能かどうかを審査します。
明確な立証を入札参加者ができなければ、その入札参加者は入札無効となります。

［調査の流れ］

審査対象基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、低入札価格調査に係る資料提出を書面により要請

書面審査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされるかどうかについて確認

■ 低入札調査内容及び着眼点（1/2）

調査項目	提出書類	調査の着眼点
	［様式-1］ 表紙	
① 低入札理由	［様式-2］ 当該価格で適正な履行が可能な理由	➢低入札価格の要因及び削減理由が、正当な理由に基づくものとなっているかを調査します。 ➢当社積算の工費内訳に対して著しく低い費用の要因及び削減理由が記載されていない場合は、無効とします。ただし、入札者の金額が当社積算に比して著しく低い認識がないことにより説明資料が添付されていない場合は、追加提出を求めて調査します。
② 単価表等	［様式-3］ 単価表又は工事費内訳書 ［様式-3の1］ 単価表又は工事費内訳書の明細書	➢所定の様式に適正に記載されているかを調査し、重大な計上漏れ、計上ミス等がある場合は、無効とします。 ➢入札時に提出された単価表等と、低入札価格調査資料の単価表等との間に齟齬がある場合は、無効とします。
③ 労務費	［様式-4］ 労務者の確保計画 ［様式-5］ 工種別労務者配置計画	➢労務単価については、見積書等の添付があっても、一般的な取引に比して著しく低い（8割未満）場合は、労務者の所属する会社の賃金体系が分かる資料等でその設定理由が確認できないものは、無効とします。 ➢施工歩掛が積算金額と比較して著しく低い場合、その設定理由の妥当性（過去の施工実績を証明する等）が証明できない場合は、無効とします。
	［添付書類］ ●労務費の設定理由を記載した書類及び見積書等積算根拠 ●自社の者を従事させる場合、名簿及び雇用関係を示す書類	
④ 購入資材価格	［様式-6］ 資材購入先一覧	購入資材見積書で、押印日付等が無く見積書の有効性が確認できない場合は無効とします。 ➢添付された見積書が入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書に適切に反映されていない場合（理由なく金額を削減しているなど）は、無効とします。 ➢一般的な取引に比して著しく低い（8割未満）場合は、その設定理由の妥当性が証明できない場合は、無効とします。
	［添付書類］ 購入資材価格の設定理由を記載した書類及び見積書等積算根拠	

低入札調査　2/3

■ 低入札調査内容及び着眼点（2/2）

調査項目	提出書類	調査の着眼点
⑤ 下請業者等の協力	［様式-7］　施工体制台帳 ［様式-8］　施工体系図 ［添付書類］ ●下請業者を予定している場合、施工体制台帳、施工体系図及びその下請業者からの見積書又は仮契約書 ●下請業者が未定の場合、品質が確保された過去の取引実績における下請契約書の写し	➢下請業者から提出された見積金額が入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書及び明細書に適切に反映されていない場合（理由なく金額を削減しているなど）は、無効とします。
⑥ 手持資材手持機械の状況	［様式-9］ 手持資材の状況 ［様式-10］ 手持機械数の状況 ［添付書類］ ●手持資材及び手持機械の活用を低入札の理由とする場合は、その優位性を示す経費節減額を一般的なリース及び減価償却との比較によるなど具体的に提示 ●在庫資材及び保有機械の帳簿や写真、納品書や領収書など、購入時価格や現況を確認できる根拠資料 ●協力会社等から提供される資材及び機械については、協力会社等からの同様の資料	➢左記資料が添付されていない場合、又は根拠資料で適正な履行が証明できない場合は無効とします。
⑦ 機器製作に係る費用	［添付書類］ 機器製作を主体とする工事において、機器製作に係る費用（材料費、直接労務費、製造間接費、外注加工費、設計費、技術開発費、運搬費等）を低く設定したことを低入札の理由とする場合は、当該費用の設定理由を記載した書類及び見積書等積算根拠	機器製作に係る費用設定の考え方を主眼に調査を行い、その妥当性が認められない場合は無効とします。
⑧ 共通仮設費	［様式-11］ 共通仮設費内訳書 ［添付書類］ 共通仮設費を低く設定したことを低入札の理由とする場合は、当該価格の設定理由	直接工事費及び共通仮設費の合計額が当社積算の75%未満の場合、積算基準に示す共通仮設費の内訳項目のうち、未計上の理由が記載されていない、又はその理由金額が正当と認められない場合は無効とします。
⑨ 現場管理費	［様式-12］ 現場管理費内訳書 ［添付書類］ 現場管理費を低く設定したことを低入札の理由とする場合は、当該価格の設定理由	➢現場管理費の額が当社積算の60%未満の場合、積算基準に示す現場管理費の内訳項目のうち、未計上の理由が記載されていない、又はその理由金額が正当と認められない場合は無効とします。
⑩一般管理費等	［様式-13］ 一般管理費等内訳書	➢当該工事の一般管理費等率が、添付の損益計算書における一般管理費率（過去10年間のうち最低の率）を確保しているかを調査します。 ➢上記の比率が下回っている場合、計上されている一般管理費等率の設定理由が、正当な理由と認められないものは無効とします。 ≪正当な理由の参考例≫ ⇒当該工事を担当する事業部門全体の一般管理費と損益計算書の違いが証明されている。 ⇒計上されている一般管理費等率により当該工事が可能である根拠が、企業の経営計画等により証明されている。等

低入札調査　3/3

■ 低入札調査の結果、無効とした事例

提出書類	• 提出期限までに提出がない。 • 見積書内訳書等の添付がないなど書類の不備があり、入札金額の妥当性を確認することができない。
正確性	• 提出書類に記載の金額が入札時に提出した単価表又は内訳書と一致していない 。 • 添付された見積書内訳書等が入札金額に正確に反映されていない。
妥当性	• 設計図書に示した内容と合致しない施工方法製品仕様等により入札金額を計上しているため、適正な履行がなされないと認められる。 • 積算金額と比較して著しく低い諸経費について、その内訳は添付されているものの、低減理由の具体的説明がない。特に一般管理費等については、当該工事の入札金額の一般管理費率が当該業者の損益計算書における一般管理費率より低い場合の具体的な低減理由及び補填方法の説明がない。

３．入契法に基づく
工事費の内訳の提出について

入契法に基づく工事費の内訳書（明細）の提出

全ての工事において、入札時、入契法に基づく工事費の内訳書（明細）の提出を要請することといたしました。

西日本高速道路㈱では、全ての工事において入札時に工事費の内訳書の提出を要請していましたが、令和６年６月１４日に公布された建設業法等の一部を改正する法律及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、これまでの内訳書に加え、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費を記載した内訳書の明細の提出を要請することといたしました。

※詳細は、当社ＨＰよりご確認をお願いいたします。

西日本高速道路㈱ＨＰ（ニュースリリース）
https://corp.w-nexco.co.jp/newly/release/2026/10/post_8.html?stt_lang=ja

４．工事の総合評価落札方式

工事の総合評価落札方式の導入

総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、品確法に位置付けられた落札者の決定方法です。

落札者の決定において、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となります。

工事の総合評価落札方式の概要 １/２

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が契約制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とします。

評価値
= 価格評価点（100点）＋ 技術評価点（3～50点）

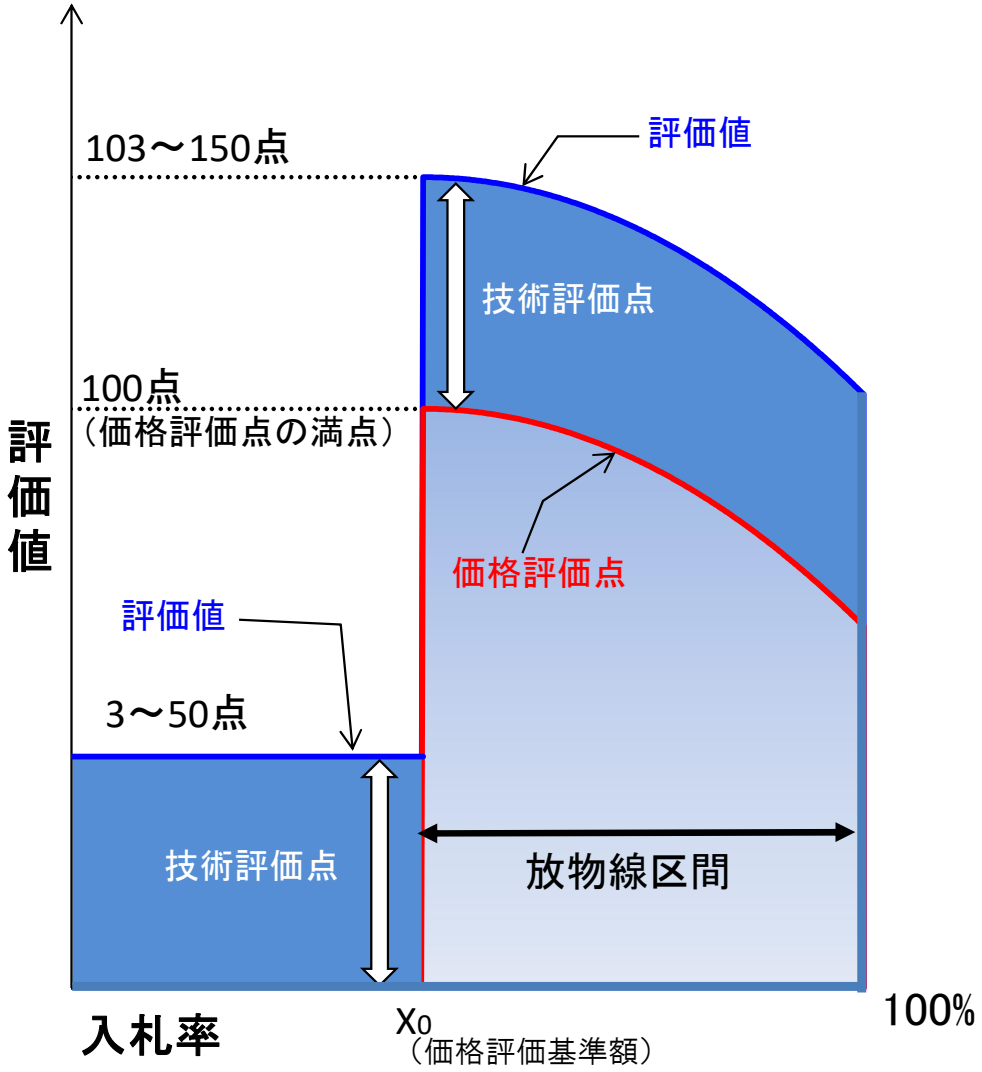
［価格評価点算出式］

$X_0 \leqq X$　　$y = -\dfrac{(X-X_0)^2}{2(100-X_0)} + 100$

$X_0 > X$　　$y = 0$

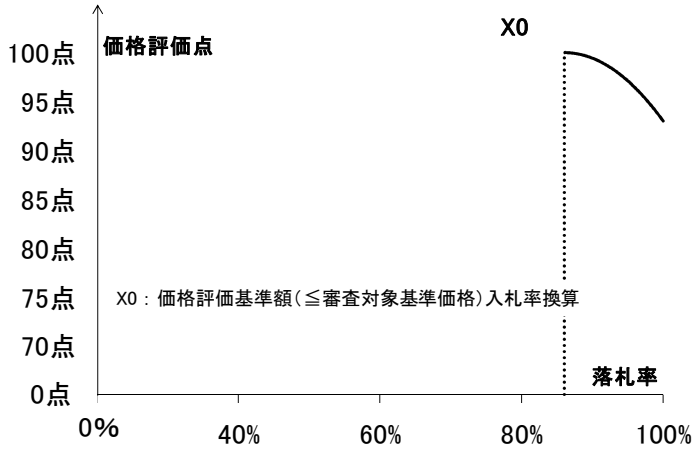
y ： 価格評価点
X ： 入札率（%）
X_0 ： 価格評価基準額 / 契約制限価格（税抜） ×100

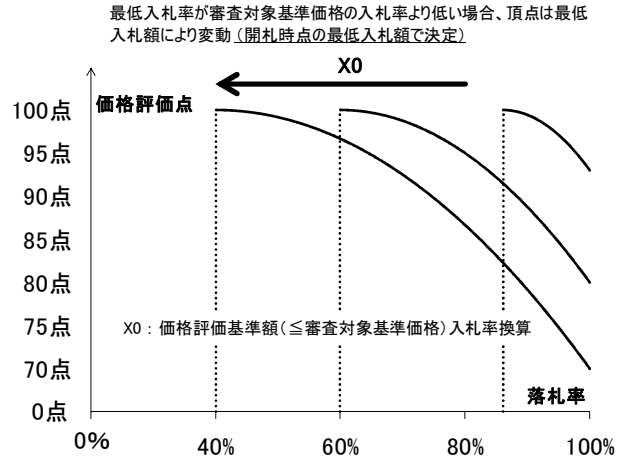
概要図



工事の総合評価落札方式の概要 2/2

工種によって、価格評価点算出の基となる価格評価基準額の設定方法が、異なります。

区分	土木工事系工種
工種	土木、土木補修、舗装、PC橋上部工、鋼橋上部工、橋梁補修改築工、建築、電気、通信、管、塗装、造園、道路付属物工、道路保全土木、道路保全施設
価格評価基準額	審査対象基準価格※1を価格評価基準額とします。
イメージ	

区分	機器設置系工種 ※2
工種	トンネル非常用設備、受配電設備、遠方監視制御設備、伝送交換設備、交通情報設備、無線設備、トンネル換気設備、機械設備
価格評価基準額	審査対象基準価格を価格評価基準額とするが、審査対象基準価格を下回る入札者がある場合、開札時において最低の入札額を価格評価基準額とします。
イメージ	

※1 審査対象基準価格について
低入札調査を実施する基準額を審査対象基準価格といいます。この価格未満の入札者が、落札予定者となる場合、低入札調査を実施します。この額は、価格評価基準額と算出方法は同一です。但し、頁10に示す「土木工事系工種で価格落札方式を適用し、審査対象基準価格以上契約制限価格以下に入札を行った者がいる場合は、低入札調査は行いません。

※2 機器設置系工種では、入札参加者の入札額と審査対象基準価格のうちどちらか低い方を価格評価基準額としていることから、価格評価基準額は変動することとしています。

工事の総合評価落札方式のタイプ 1/2

■ 施工実績確認型

技術的難易度が低い工事で技術的な工夫の余地が小さい工事において、契約制限価格が概ね１.５～８億円の工事を対象に、同種工事の施工実績や工事成績評定の評定点等の５項目程度に限定して評価するもの。

■ 施工能力評価型 （簡易型）

技術的難易度が低い工事で技術的な工夫の余地が大きい一般的な工事において、同種工事の施工実績や工事成績評定の評定点等を評価するもの。

■ 施工計画提案型 （標準型）

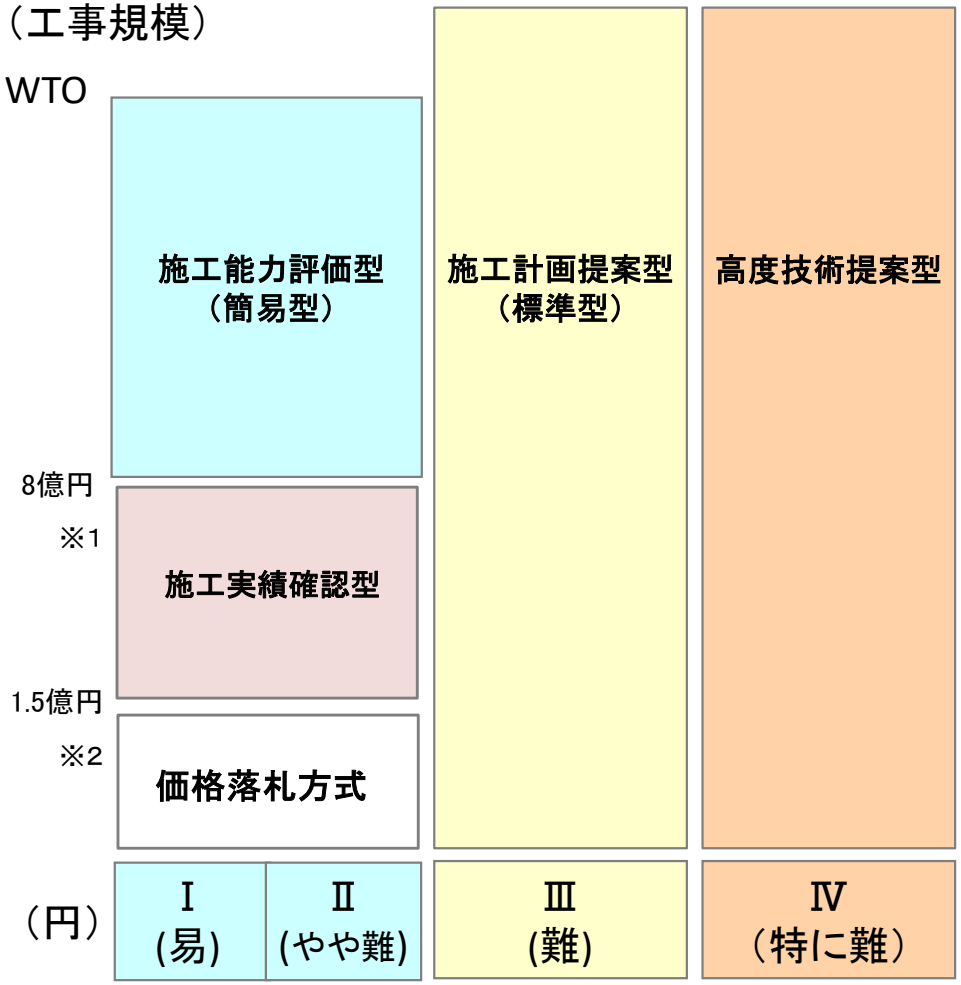
技術的難易度が高い工事において、品質等の向上を目指すものであり、発注者の求める工事内容（標準案）を実現するための施工上の技術提案を評価するもの。

■ 高度技術提案型

民間企業の優れた技術を活用することにより工事の価値の向上を目指すものであり、工事規模の大小にかかわらず技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、入札価格との総合評価を行うもの。

工事の総合評価落札方式のタイプ 2/2

総合評価落札方式のタイプは、工事規模難易度によって、下記のとおり設定されます。

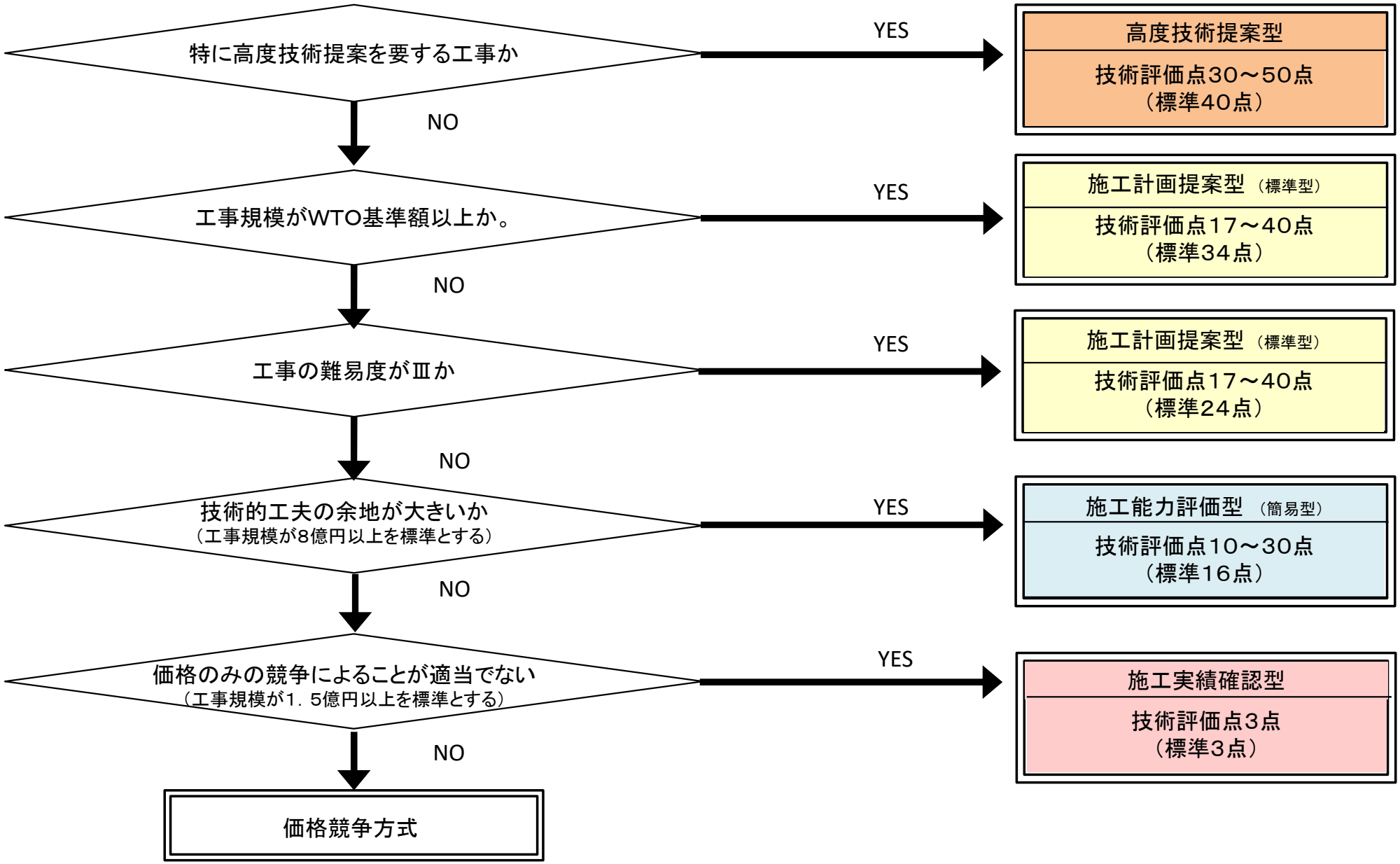


※1　8億円を目安とする
※2　1.5億円を目安とする

（工事難易度基準例）

工事区分		工事難易度 Ⅰ(易)〜Ⅱ(やや難) 標準的工法		Ⅲ(難)
土木工事	切土工・盛土工	土砂・軟岩・硬岩		特殊土
	のり面工	植生・枠工・鉄筋補強土工・ｱﾝｶｰ工		抑止杭等、特殊な地すべり対策
	カルバート工	現場打Box・小断面ﾌﾟﾚｷｬｽﾄBox		ｱｰﾁBox（ﾃｸｽﾊﾟﾝ・ﾓｼﾞｭﾗｰﾁ）等特殊工法
	擁壁工	重力式擁壁・補強土壁工		－
	軟弱地盤対策	載荷盛土・地盤改良		強制排水による沈下促進等特殊工法
橋梁工事	下部工（躯体）	40m未満の橋台・橋脚		40m以上の高橋脚
	下部工（基礎）	直接基礎・杭基礎		ｹｰｿﾝ基礎
	PC上部工	単純桁・連続桁		特殊橋梁（混合橋又は支間長80m以上）
	鋼上部工	単純桁・連続桁		特殊橋梁（混合橋又は支間長80m以上）
トンネル工事	山岳トンネル工法	NATM工法		特殊工法（大断面TN、近接TN）
舗装工事	新設	高機能舗装・特殊舗装		－
	改良	高機能舗装	特殊舗装・縦断修正	－
のり面工事		植生・枠工・鉄筋補強土工・ｱﾝｶｰ工		抑止杭等、特殊な地すべり対策
塗装工事		一般塗装系・一種ｹﾚﾝ+一般塗装		一種ｹﾚﾝ+溶射
防護柵工事		新設・改良		－
遮音激工事		新設・改良		－
標識工事		新設・改良		－
構造物補修工事	主桁等	部分補修（断面修復等）	WJによる主桁補修	疲労亀裂対策等、主桁取替え、外ｹｰﾌﾞﾙ主桁補強
	床版等	部分補修（断面修復等）	WJによる床版補修	床版取替え、合成桁の床版補修
	支承等	鋼製一般防錆	ｺﾞﾑ支承 溶射	－
	下部等	部分補修（断面修復等）	梁等の補修 海岸施工	基礎工の増設、補強、軟弱地盤対策
耐震補強工事	補強	一般的なRC巻立て等	大規模河川等・制震構造	ﾄﾗｽ・ｱｰﾁ等の特殊橋梁
	落橋	縁端拡幅 落橋防止	－	－
その他	現場条件	一般的な現場条件		特殊な現場条件

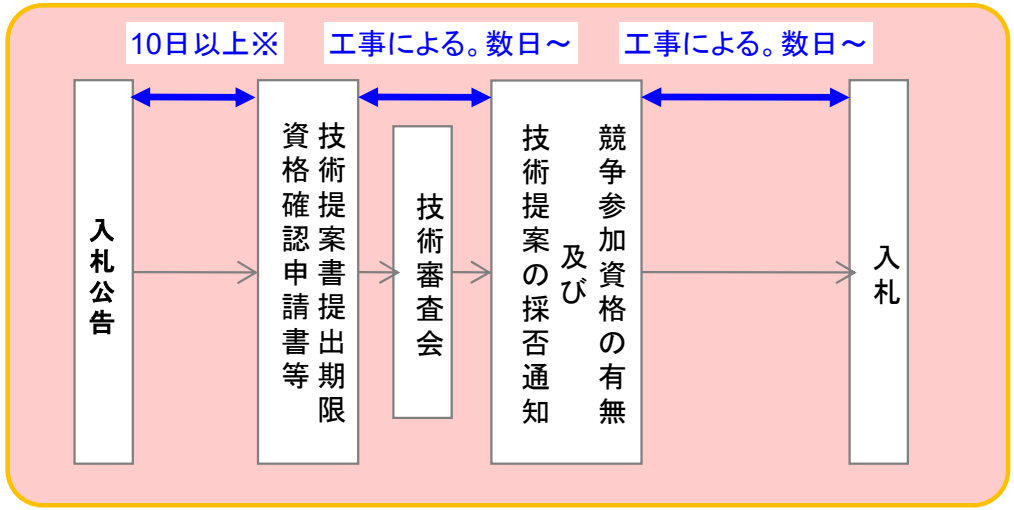
工事の総合評価落札方式のタイプ選定フロー



工事の総合評価落札方式手続きフロー

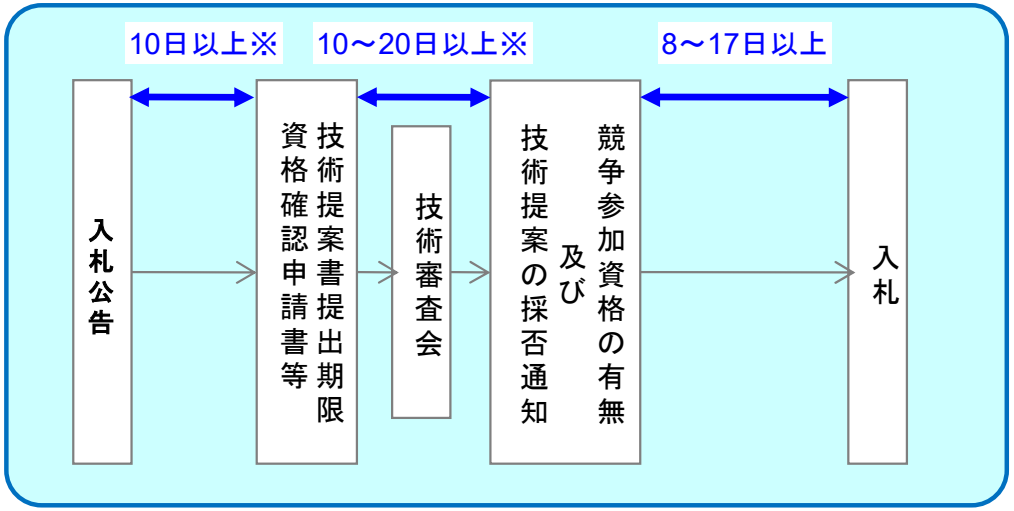
※　工種、条件設定、地域性その他の要因により設定する。

① 施工実績確認型（条件付一般競争入札）



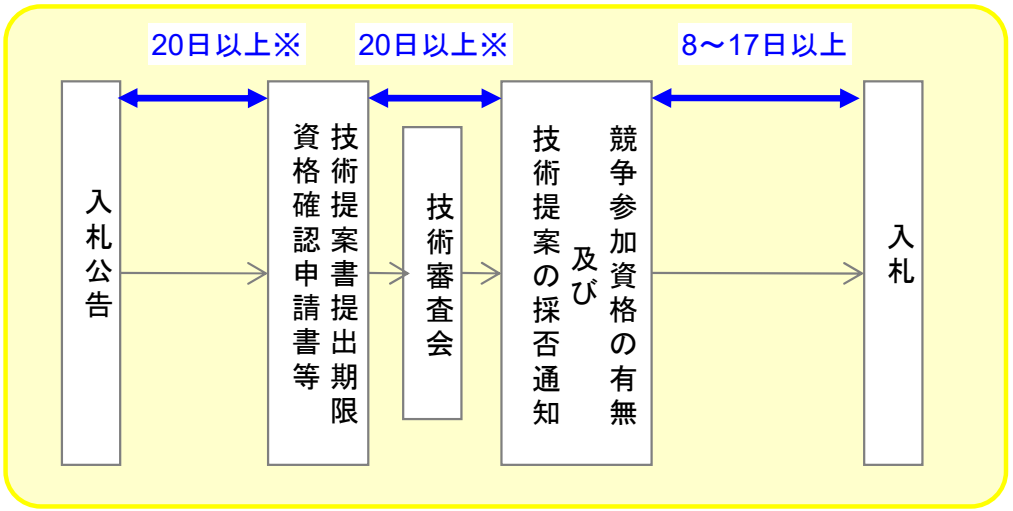
入札合計日数20～47日以上

② 施工能力評価型（簡易型）（条件付一般競争入札）



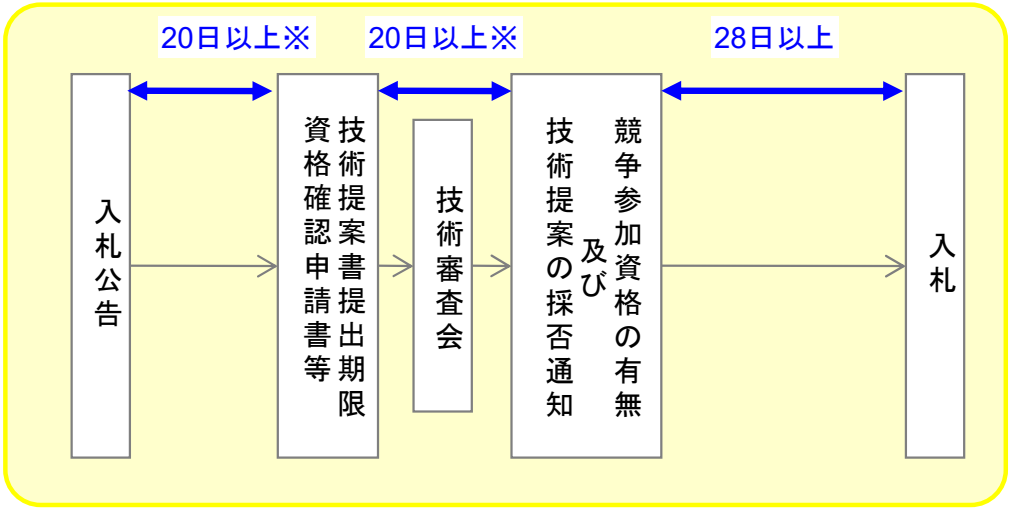
合計日数28～47日以上

③ 施工計画提案型（標準型）（条件付一般競争入札）



合計日数48～57日以上

④ 施工計画提案型（標準型）（一般競争入札）



合計日数68日以上

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

評価項目				施工実績確認型	施工能力評価型（WTO未満）	施工計画提案型 （標準型）		高度技術提案型
				―	簡易型	WTO未満	WTO以上	
①	企業の基礎的な技術力	企業の施工能力		1．0	5．0	7．0	0．0	―
		施工体制		0．5	2．0	2．0	―	
②	企業の高度な技術力	技術提案	総合的なコスト	―	―	10～14	31～34	40．0
			性能強度等					
			社会要請					
			施工計画					
		情報化施工等の活用		―	―	0～3	0～3	
③	企業の信頼性社会性	働き方改革への取組み		―	2．5	0～4	―	―
		社会貢献度		―	1．5			
		地域精通度		0．5	1．5			
		地域貢献度		0．5	2．5			
		ＮＥＸＣＯ西日本貢献度		0．5	1．0	1．0		
合計				3．0	16．0	24．0	34．0	40．0

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

（1）施工実績確認型について（設定例）

工事の技術的難易度が低く、技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事（概ね1.5～8億円程度）では、評価項目を5題程度・技術評価点を3点に限定し、簡素化を図ります。

評価項目		評価内容	評価基準	配点	満点
①企業の基礎的な技術力	企業の施工能力	工事成績評定（NEXCO東・中・西日本又はその他公的機関が発注した同種工事の過去5年間の施工実績（任意の1工事））※1	90点以上	1.0 (0.8)	/1.5
			87点以上90点未満	0.8 (0.6)	
			84点以上87点未満	0.6 (0.4)	
			80点以上84点未満	0.4 (0.2)	
			75点以上80点未満	0.2 (0.1)	
			75点未満又は実績なし	0	
	施工体制	品質管理・環境マネジメントシステムの取組み状況	ISO9001、ISO14001のいずれかの外部認証がある（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0	
②企業の信頼性・社会性	地域精通度	緊急時の施工体制	工事場所と同一県内に本店有り	0.5	/1.5
			上記以外	0	
	地域貢献度	事業継続力（BCP）認定の有無	事業継続力（BCP）認定を取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0	
	NEXCO西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績があり、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力する。（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績はないが、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合には協力する。（JVの場合はいずれかの構成員）	0.3	
			当該工事契約中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力するか否かはわからない。	0	
合計					**3.0**

※1その他公的機関とは、NEXCO東・中・西日本以外で、コリンズにおいて発注機関として入力が可能とされている機関をいい、括弧書きの配点で評価。

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

（2）施工能力評価型について（設定例） [1/2]

工事の技術的難易度が低く、技術的な工夫の余地が大きい一般的な工事（概ね8億円以上）では、記述式を設定しない選択方式のみの評価項目とし、簡素化を図ります。

評価項目		評価内容	評価基準	配点	満点
①企業の基礎的な技術力	企業の施工能力	工事成績評定（NEXCO西日本が発注した工事種別：●●工事）における過去5年間の平均（JVの場合は構成員全体の平均）	87点以上	3.0	/5.0
			85点以上87点未満	2.5	
			83点以上85点未満	2.0	
			80点以上83点未満	1.5	
			75点以上80点未満	1.0	
			75点未満又は実績なし	0	
		優良工事表彰（過去3年間の同一工種における表彰実績）※評価点は累積（最大1点）	NEXCO西日本の会長・社長・本部長表彰実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			NEXCO西日本の支社長表彰又は厚生労働省優良事業場安全表彰（優良賞・奨励賞）実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			NEXCO中日本・東日本の支社長以上、国土交通省の局長以上、沖縄総合事務局の局長以上又は都道府県の部長以上の表彰実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	0.25	
			上記以外又は表彰実績なし	0	
		安全管理に関すること	COHSMS、OSHMS、又はISO45001を取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			上記以外	0	
		工事中事故に関すること（NEXCO西日本が発注した工事における入札公告日から過去2年間の事故の有無）	NEXCO西日本において社会的影響のある工事中事故等が有る（JVの場合はいずれかの構成員）	−3.0	
		入札参加資格停止に関すること	競争参加資格確認申請書提出期限が入札参加資格停止期間満了後の減点対象期間に含まれる（JVの場合はいずれかの構成員）	−0.5	
	施工体制	登録基幹技能者等の配置	本工事に関連のある職種の登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター）又は現代の名工を配置する	0.5	/2.0
			上記以外	0	
		若手（35歳以下）又は女性技術者（年齢問わず）の配置	若手（35歳以下）又は女性技術者を2名以上配置あり（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			若手（35歳以下）又は女性技術者を1名配置あり（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0	
		CCUS（建設キャリアアップシステム）の活用	平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率90%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.5	
			平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.25	
			上記以外	0	

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

（2）施工能力評価型について（設定例） [2/2]

評価項目		評価内容	評価基準	配点	満点
② 企業の信頼性・社会性	働き方改革への取組み	就労環境整備への取組み	プラチナえるぼし又はプラチナくるみんを取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	/2.5
			えるぼし（3段階目）、くるみん（R7.4.1以降の認定基準）又はユースエールを取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.75	
			えるぼし（2段階目）、くるみん（H29.4.1～R7.3.31の認定基準）又はトライくるみんを取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			えるぼし（1段階目）又はくるみん（H29.3.31以前の認定基準）を取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.25	
			上記以外	0.0	
		建設シニアの活用及び若手技術者の配置	60歳以上の技術者かつ45歳以下の現場代理人又は監理（主任）技術者の配置（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			60歳以上の技術者の配置（JVの場合はいずれかの構成員）	0.25	
			上記以外	0.0	
		現場業務の支援	現場業務の支援者を配置する（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0.0	
		勤務間インターバル制度の導入	9時間以上の勤務間インターバル制度を導入している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0.0	
	社会貢献度	障がい者雇用の取組み	障がい者雇用が法定雇用率を満たす者（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	/1.5
			上記以外	0	
		カーボンニュートラルの取組み	温室効果ガス排出量削減のための取組みが3項目以上有り（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			温室効果ガス排出量削減のための取組みが2項目有り（JVの場合はいずれかの構成員）	0.25	
			上記以外	0.0	
	地域精通度	緊急時の施工体制	工事場所と同一県内に本店有り（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	/1.5
			上記以外	0	
		近隣地域での施工実績(過去10年間)	工事場所と同一県内において道路工事の実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			工事場所と同一県内においてその他の土木工事の実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			工事実績なし	0	
	地域貢献度	事業継続力（BCP）認定の有無	事業継続力（BCP）認定を取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	/2.5
			上記以外	0	
		建設資材の購入予定	対象建設資材の県内地産品の購入予定75%(金額比)以上	1.0	
			対象建設資材の県内地産品の購入予定50%以上75%未満	0.5	
			対象建設資材の県内地産品の購入予定50%未満	0	
		下請負人の使用予定	一次下請工事全体に占める施工県内企業50%(金額比)以上	1.0	
			一次下請工事全体に占める施工県内企業25%以上50%未満	0.5	
			一次下請工事全体に占める施工県内企業25%未満	0	
	NEXCO西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績があり、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力する。（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	/1.0
			過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績はないが、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合には協力する。（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			当該工事契約中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力するか否かはわからない。	0	
合計					16

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

（3）施工計画提案型について（①WTO基準額未満の工事における設定例） [1/3]

工事の技術的難易度が高い場合は、高度な技術提案の記述式の提案を求めます。特に高度な技術の場合は、技術選抜見積方式など工事に応じて検討します。

評価項目		評価内容	評価基準	配点	満点
① 企業の基礎的な技術力	企業の施工能力	工事成績評定（NEXCO西日本が発注した工事種別：●●工事）における過去5年間の平均（JVの場合は構成員全体の平均）	87点以上	4.0	/7.0
			85点以上87点未満	3.5	
			83点以上85点未満	3.0	
			80点以上83点未満	2.5	
			75点以上80点未満	1.0	
			75点未満又は実績なし	0	
		優良工事表彰（過去3年間の同一工種における表彰実績）※評価点は累積（最大2点）	NEXCO西日本の会長・社長・本部長表彰実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	2.0	
			NEXCO西日本の支社長表彰又は厚生労働省優良事業場安全表彰（優良賞・奨励賞）実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			NEXCO中日本・東日本の支社長以上、国土交通省の局長以上、沖縄総合事務局の局長以上又は都道府県の部長以上の表彰実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外又は表彰実績なし	0	
		安全管理に関すること	COHSMS、OSHMS、又はISO45001を取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			上記以外	0	
		工事中事故に関すること（NEXCO西日本が発注した工事における入札公告日から過去2年間の事故の有無）	NEXCO西日本において社会的影響のある工事中事故等が有る（JVの場合はいずれかの構成員）	−3.0	
		入札参加資格停止に関すること	競争参加資格確認申請書提出期限が入札参加資格停止期間満了後の減点対象期間に含まれる（JVの場合はいずれかの構成員）	−0.5	
	施工体制	登録基幹技能者等の配置	本工事に関連のある職種の登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター）又は現代の名工を配置する	0.5	/2.0
			上記以外	0	
		若手（35歳以下）又は女性技術者（年齢問わず）の配置	若手（35歳以下）又は女性技術者を2名以上配置あり（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			若手（35歳以下）又は女性技術者を1名配置あり（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0	
		CCUS（建設キャリアアップシステム）の活用	平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率90%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.5	
			平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上、平均就業履歴蓄積率50%以上	0.25	
			上記以外	0	

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

（3）施工計画提案型について（①WTO基準額未満の工事における設定例） [2/3]

評価項目		評価内容	評価基準	配点	満点
② 企業の高度な技術力	技術力 ※	技術提案	性能強度、社会要請（環境・安全対策等）、施工計画 など工事特性に応じて設定	10-14	/10-14
		MC（ﾏｼﾝｺﾝﾄﾛｰﾙ）、MG（ﾏｼﾝｶﾞｲﾀﾞﾝｽ）の使用実績	過去にMC又はMGを活用した施工実績がある（JVの場合はいずれかの構成員）	1	/0-3
			上記以外	0	
		CIM又は3DCADの活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部にCIM又は3DCADを活用する	1	
			上記以外	0	
		生産性向上技術の活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部に生産性向上（省力化）に繋がる技術を活用する	1	
			上記以外	0	

※「ICT土工の活用」の評価項目は廃止しました。（R7.7～）

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

（3）施工計画提案型について（①WTO基準額未満の工事における設定例） [3/3]

評価項目		評価内容	評価基準	配点	満点
③企業の信頼性・社会性	働き方改革への取組み	就労環境整備への取組み	プラチナえるぼし又はプラチナくるみんを取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	/7.0
			えるぼし（3段階目）、くるみん（R7.4.1以降の認定基準）又はユースエールを取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.75	
			えるぼし（2段階目）、くるみん（H29.4.1～R7.3.31の認定基準）又はトライくるみんを取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			えるぼし（1段階目）又はくるみん（H29.3.31以前の認定基準）を取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.25	
			上記以外	0	
		建設シニアの活用及び若手技術者の配置	60歳以上の技術者かつ45歳以下の現場代理人又は監理（主任）技術者の配置（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			60歳以上の技術者の配置（JVの場合はいずれかの構成員）	0.25	
			上記以外	0.0	
		現場業務の支援	現場業務の支援者を配置する（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0.0	
		勤務間インターバル制度の導入	9時間以上の勤務間インターバル制度を導入している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0.0	
	社会貢献度	障がい者雇用の取組み	障がい者雇用が法定雇用率を満たす者（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			上記以外	0	
		カーボンニュートラルの取組み	温室効果ガス排出量削減のための取組みが3項目以上有り（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			温室効果ガス排出量削減のための取組みが2項目有り（JVの場合はいずれかの構成員）	0.25	
			上記以外	0.0	
	地域精通度	緊急時の施工体制	工事場所と同一県内に本店有り（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0	
		近隣地域での施工実績（過去10年間）	工事場所と同一県内において道路工事の実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	
			工事場所と同一県内においてその他の土木工事の実績あり（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			工事実績なし	0	
	地域貢献度	事業継続力（BCP）認定の有無	事業継続力（BCP）認定を取得している（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			上記以外	0	
		建設資材の購入予定	対象建設資材の県内地産品の購入予定75%(金額比)以上	0.5	
			対象建設資材の県内地産品の購入予定50%以上75%未満	0.25	
			対象建設資材の県内地産品の購入予定50%未満	0	
		下請負人の使用予定	一次下請工事全体に占める施工県内企業50%(金額比)以上	0.5	
			一次下請工事全体に占める施工県内企業25%以上50%未満	0.25	
			一次下請工事全体に占める施工県内企業25%未満	0	
	NEXCO西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績があり、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力する。（JVの場合はいずれかの構成員）	1.0	/1.0
			過去3年間に災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績はないが、当該工事契約期間中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合には協力する。（JVの場合はいずれかの構成員）	0.5	
			当該工事契約中に災害又は緊急雪氷作業等が発生した場合に協力するか否かはわからない。	0	
合計					24

工事の総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

（3）施工計画提案型について（②WTO基準額以上の工事における設定例）

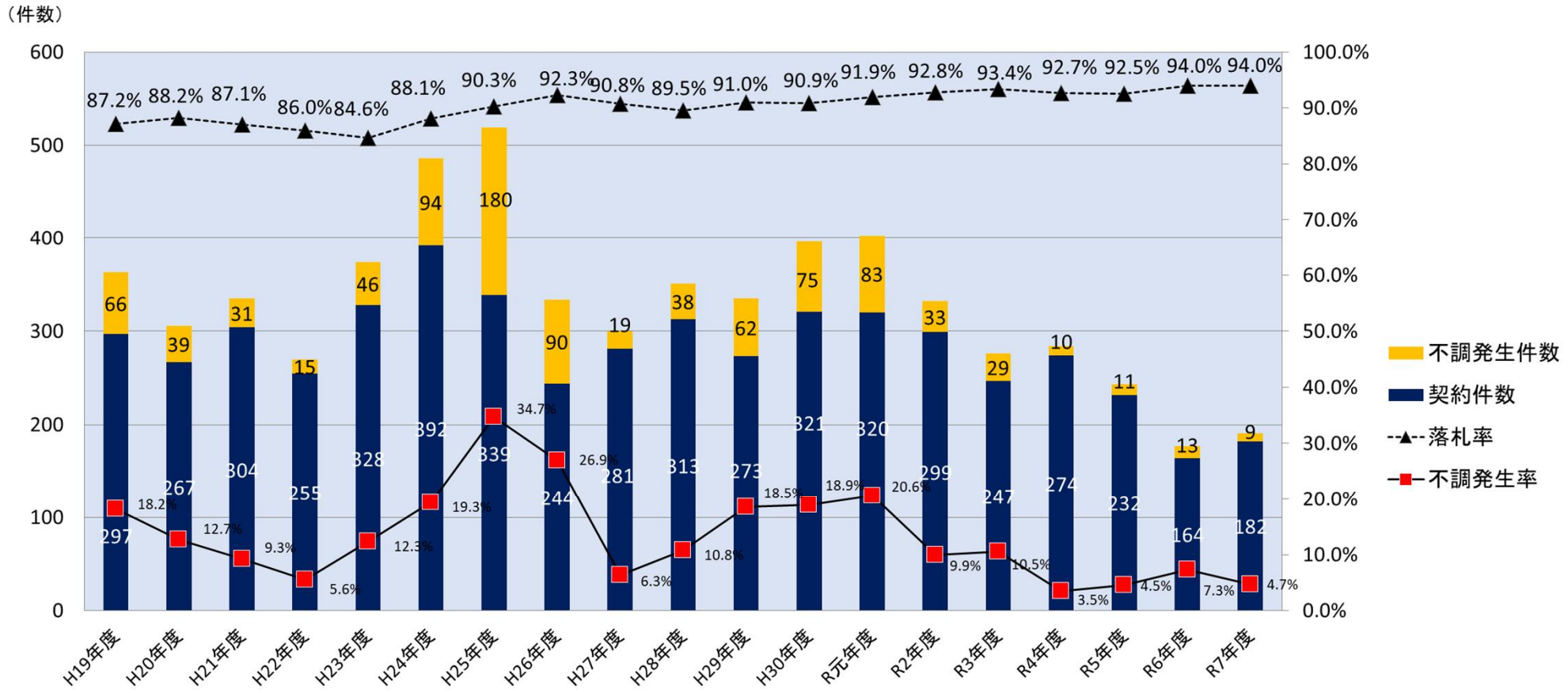
評価項目		評価内容	評価基準	配点	満点
①企業の基礎的な技術力	企業の施工能力	工事中事故に関すること（NEXCO西日本が発注した工事における入札公告日から過去2年間の事故の有無）	NEXCO西日本において社会的影響のある工事中事故等が有る（JVの場合はいずれかの構成員）	-3	/0
		入札参加資格停止に関すること	競争参加資格確認申請書提出期限が入札参加資格停止期間満了後の減点対象期間に含まれる（JVの場合はいずれかの構成員）	-0.5	
②企業の高度な技術力	技術力 ※	技術提案	性能強度、社会要請（環境・安全対策等）、施工計画　など工事特性に応じて設定	31～34	/31～34
		MC（ﾏｼﾝｺﾝﾄﾛｰﾙ）、MG（ﾏｼﾝｶﾞｲﾀﾞﾝｽ）の使用実績	過去にMC又はMGを活用した施工実績がある（JVの場合はいずれかの構成員）	1	/0-3
			上記以外	0	
		CIM又は3DCADの活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部にCIM又は3DCADを活用する	1	
			上記以外	0	
		生産性向上技術の活用	施工に際して、工事範囲の全部又は一部に生産性向上（省力化）に繋がる技術を活用する	1	
			上記以外	0	
合計					**34**

※「ICT土工の活用」の評価項目は廃止しました。（R7.7～）

5．工事の不調 対策

工事の不調の発生状況

NEXCO西日本発注工事の不調発生率は、H25年度をピークに34.7%まで上昇しておりましたが、緊急的に不調対策を実施した結果、H26年度以降減少しました。
R7年度（R8.3末時点）では4.7%となり、昨年度からは僅かな減少となっています。



※ 随意契約を除く

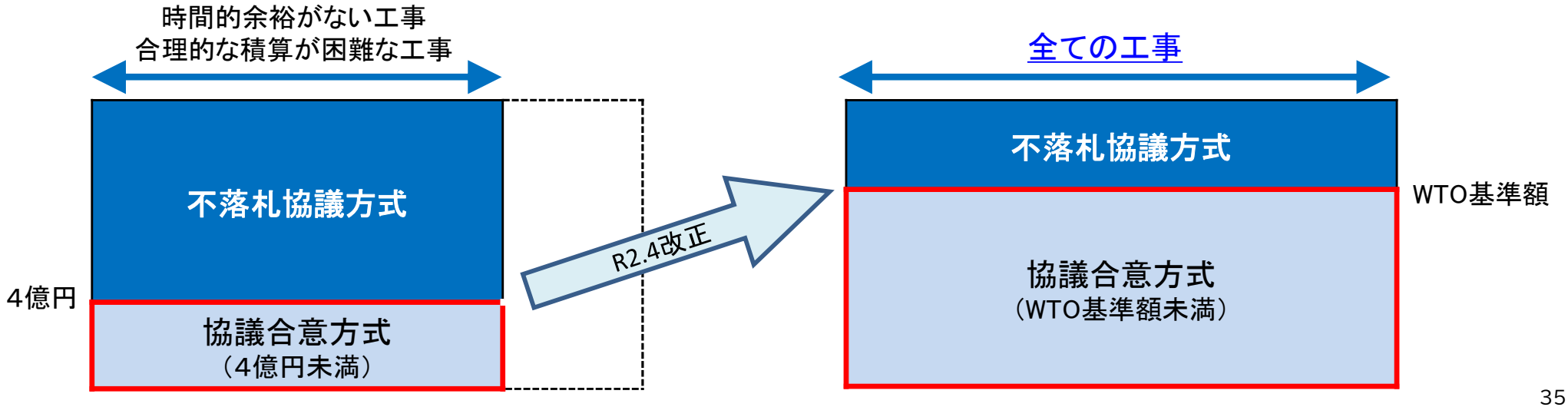
入札不調の改善に向けた取組み

（1）「協議合意方式」及び「不落札協議」を実施します。

再発注する時間的余裕がない場合や、再度の入札に付しても落札者がないおそれが高い場合などは、WTO基準額未満の工事で協議合意方式を、WTO基準額以上の工事で不落札協議方式を付して発注いたします。

●適用対象工事：全ての工事

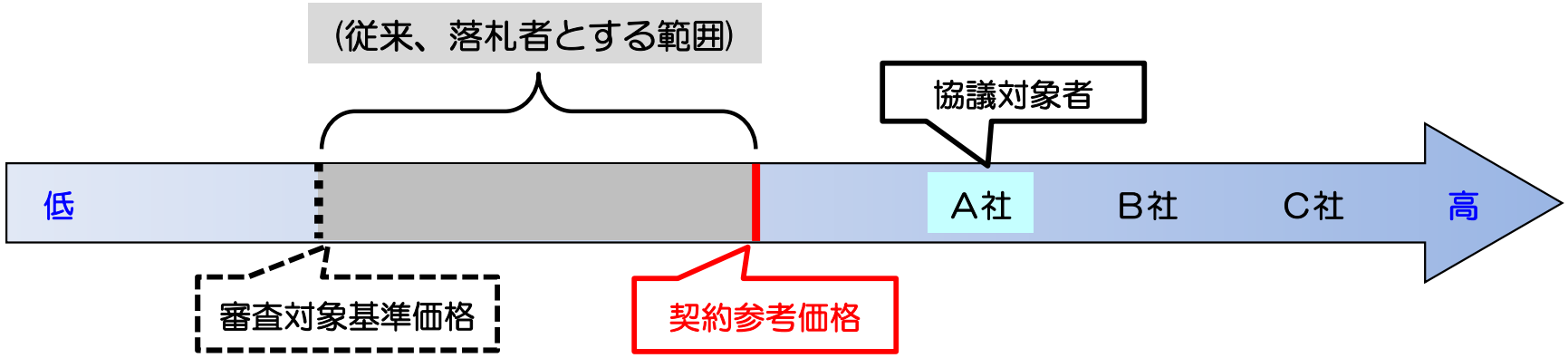
・本方式は、時間的余裕がない工事や合理的な積算が困難な工事について適用してきましたが、昨今の不調発生状況を鑑み、令和2年4月より、全ての工事に適用することとしました。
・協議合意方式の適用対象は、4億円未満の工事としてきましたが、令和2年4月より、WTO基準額未満の工事に拡大しました。
・これらにより、**個々の現場状況に見合った金額での契約、手続き期間の短縮等の効果が期待されます**。



入札不調の改善に向けた取組み

（1）「協議合意方式」及び「不落札協議」を実施します。

［協議合意方式の流れ］

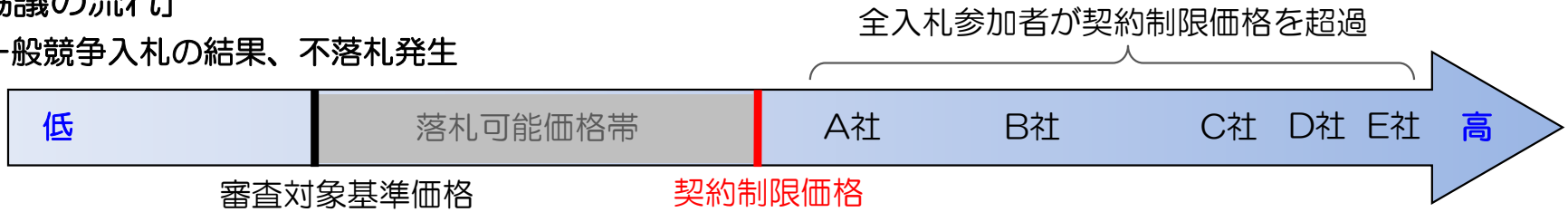


（本制度においては、当社設計金額「契約制限価格」を「契約参考価格」とします）

最低入札金額が当社設計金額を上回った場合でも、価格競争入札では最低入札金額の入札者（総合評価落札方式では評価が有利であった者）を協議対象者として協議し、当社設計金額を上回ることの合理性及び妥当性を審査のうえ当該入札者と契約できる制度です。

［不落札協議の流れ］

一般競争入札の結果、不落札発生



入札額の低い順に３社（A社B社C社）程度と技術的協議

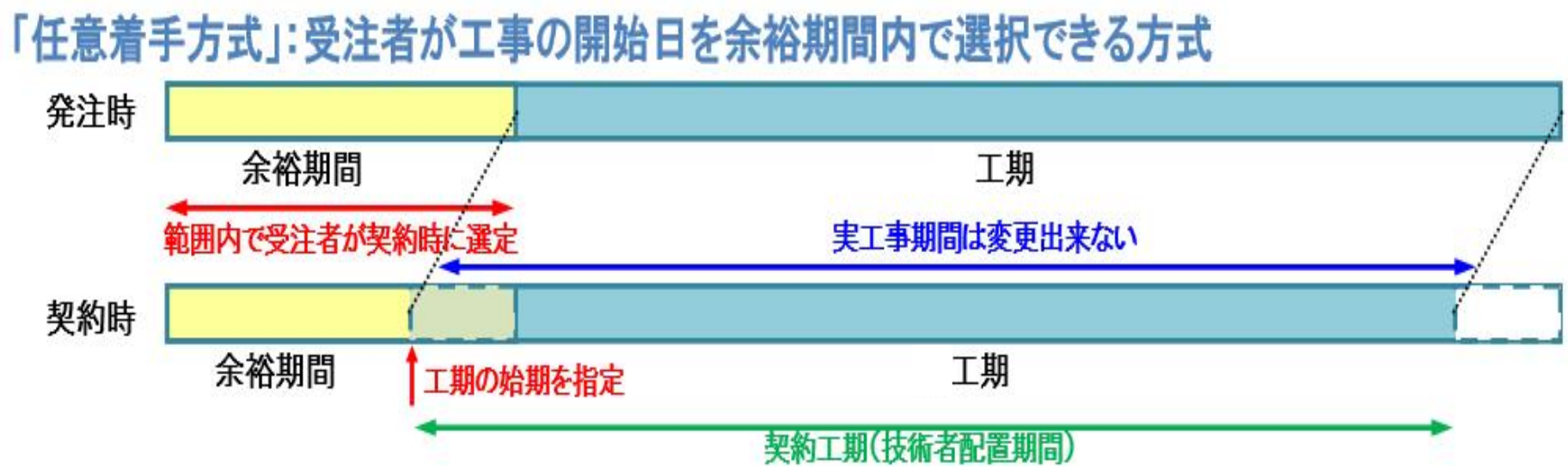
※ 場合によっては、当社設計額（契約制限価格）の見直し

協議後、全入札参加者による見積競争

入札不調の改善に向けた取組み

（2）「柔軟な工期設定（余裕期間制度）」が可能な工事発注を行います。

【概要】
発注者が示した期間の間で受注者が工事の始期を選択し決定する「任意着手方式」を設定することを標準と致します。受注者が決定した工事の始期までの間は、余裕期間となり、技術者の配置を要しません（兼任の配置も要しません）。入札参加予定者が、現地条件を考慮した監理技術者等の配置を弾力的に決定できます。
（R4．４～フレックス方式を廃止）
（R6．４～任意着手方式（余裕期間4カ月から6か月へ変更））
【対象工事】
各工事の入札説明書に、柔軟な工期設定の適用について記載していますのでご確認ください。



６．工事における中小企業の競争参画機会の拡大

地域中小企業の工事参入機会拡大

<table>
<tr><th>項目</th><th>土木工事</th><th>のり面処理、防護さく
遮音壁、標識、土木補修 ⇨ 道路付属物工
（H29.4）</th><th>電気工事</th></tr>
<tr><td>発注標準</td><td>
<table>
<tr><td>WTO−15億</td><td>15億−11億</td><td>11億−8億</td><td>8億−5億</td><td>5億−3億</td><td>3億円未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">A、AB</td><td>A、B</td><td>B</td><td>B、C</td><td>C</td></tr>
</table>
⇩
<table>
<tr><td>A、AB</td><td>A、AB、AC</td><td>A、B、AC、BC</td><td>B、BC</td><td>B、C</td><td>C</td></tr>
</table>
地域の中小企業者（C等級業者）が、これまで参加出来なかった規模の土木工事においてAまたはB等級業者と共同企業体を組成することで参入可能とした。
（R7.4～金額見直し）
</td><td>
<table>
<tr><td>WTO～1億</td><td>1億未満</td></tr>
<tr><td>A</td><td>AB</td></tr>
</table>
⇩

等級区分なし

等級区分を廃し、これまでA等級企業のみ参画可能であった発注規模1億円以上の工事であっても、実績があればB等級企業を参画可能とした。

⇩

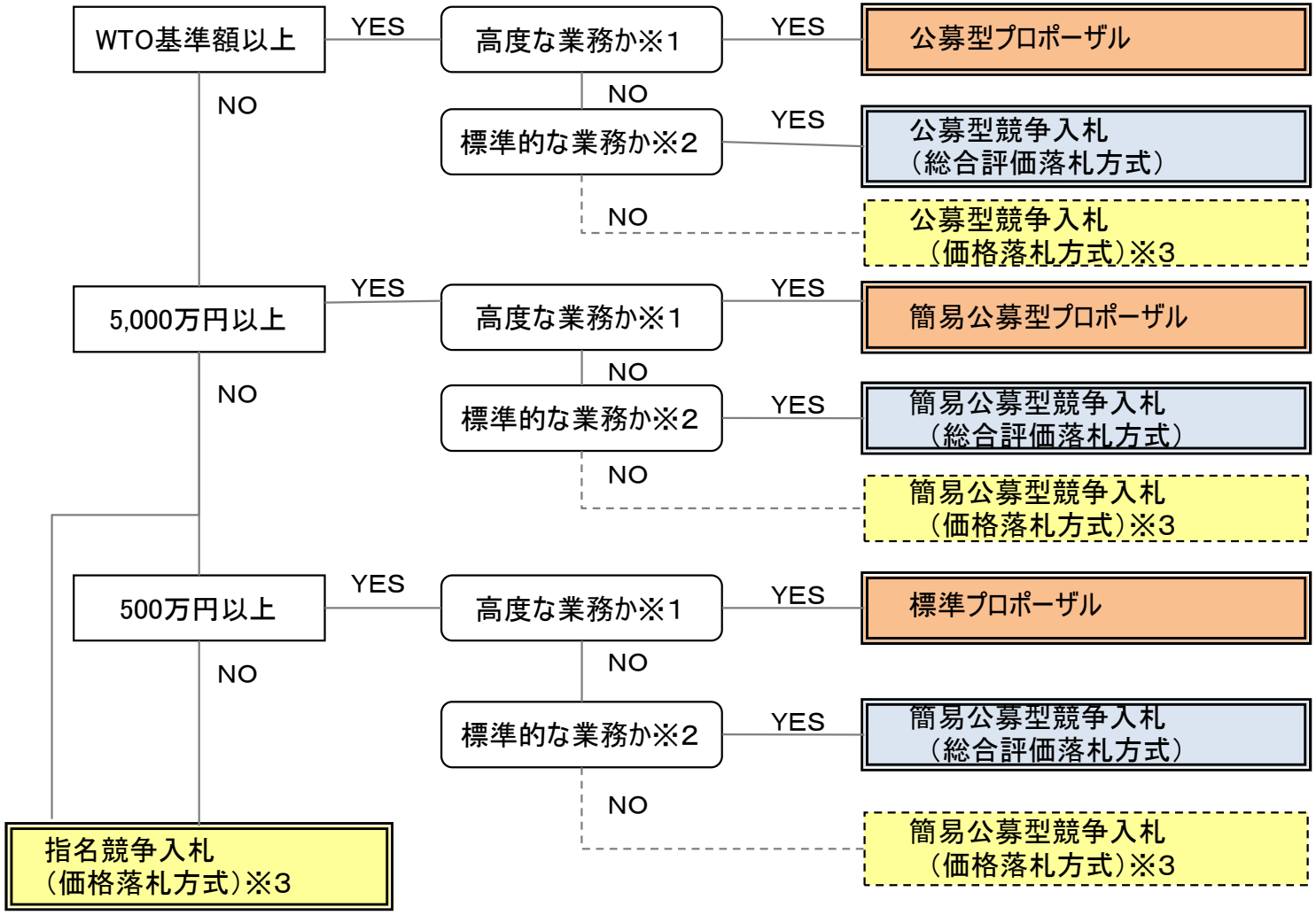
「土木補修工事」の等級区分を設定
（R7.4～）
<table>
<tr><td>WTO～11億</td><td>11億～1.5億</td><td>1.5億未満</td></tr>
<tr><td>A、AB</td><td>A、B</td><td>B</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>WTO～13億</td><td>13億～4億</td><td>4億～1億</td><td>1億未満</td></tr>
<tr><td>A</td><td>A、AB</td><td>A、AB</td><td>AB</td></tr>
</table>
⇩
<table>
<tr><td>WTO−13億</td><td>13億−4億</td><td>4億−2億</td><td>2億−0.5億</td><td>0.5億−0.3億</td><td>0.3億未満</td></tr>
<tr><td>A</td><td>A、AB</td><td>A、B</td><td>B</td><td>B、C</td><td>C</td></tr>
</table>
A、B等級企業のみが参画可能であった領域に、C等級企業の参画可能とした。（H29.4）

⇩
<table>
<tr><td>WTO−13億</td><td>13億−4億</td><td>4億−2億</td><td>2億−1億</td><td>1億−0.3億</td><td>0.3億未満</td></tr>
<tr><td>A</td><td>A、AB</td><td>A、B</td><td>B</td><td>B、C</td><td>C</td></tr>
</table>
C等級企業が参画可能な金額帯を拡大した。（H31.4）
</td></tr>
<tr><td>競争参加資格要件</td><td colspan="3">■地理的要件（施工箇所県内本店の有無等）
発注規模8億円未満に適用（R1.5～）（R7.4～金額見直し）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">〇発注規模WTO未満の工事における総合評価落札方式の評価項目に、地域企業の競争参入について評価する項目を必須項目とした。
あわせて、総合評価落札方式の適用範囲を拡大し、県内企業の競争を促す様にした。（発注規模1．5億円以上に適用）
〇なお、総合評価落札方式にあたっては、技術評価項目を客観指標のみとする施工実績確認型を新たに追加した。
〇評価項目「地域貢献度」に「事業継続力（BCP）認定の有無」の評価内容を追加した。（R7.7～　※施工計画提案型（WTO以上の工事）を除く）</td></tr>
</table>

７．調査等の入札方式及び不調状況

調査等の競争契約方法の概要

NEXCO西日本では、業務（作業）規模や内容によって、以下のとおり落札者の決定方法を区分しています。（標準）



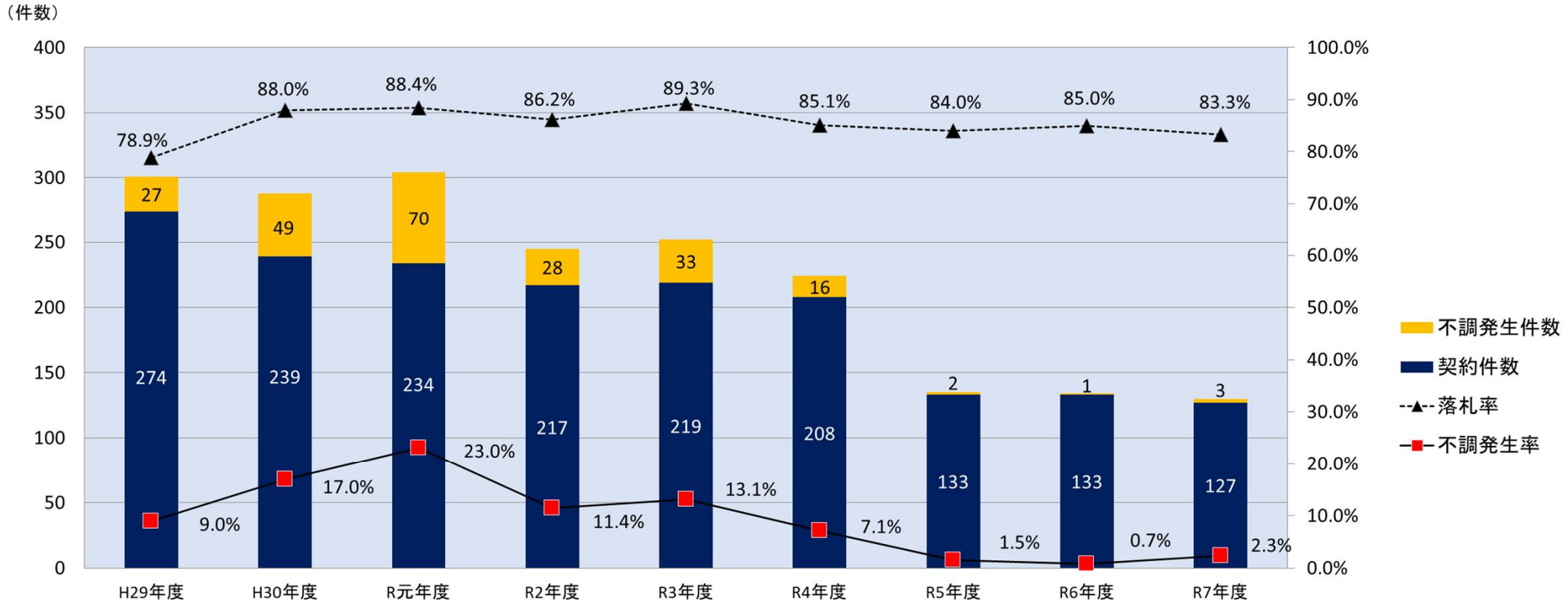
※１業務内容（仕様及び価格）の全部若しくは一部を技術提案に基づき決定する業務

※２事前に仕様を確定可能な業務で、技術提案を評価することによって事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務、又は業務成果の品質向上を期待できる業務

※３特段の技術提案を求める必要のない業務（比較的単純簡易な業務）

調査等業務の不調の発生状況

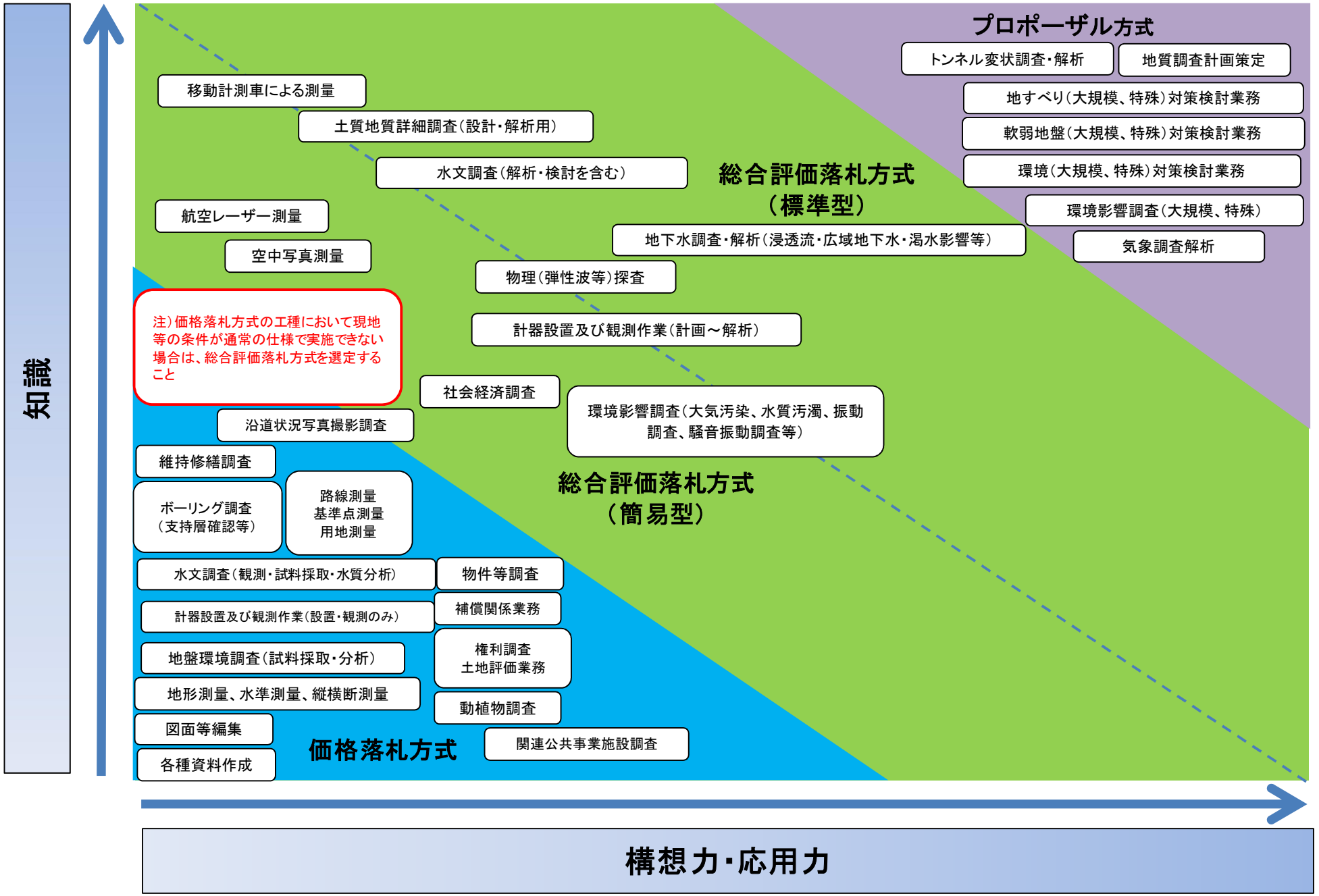
NEXCO西日本発注調査等業務の不調発生率は、R元年度に23.0%まで上昇しておりましたが、耐震補強設計業務及び施工管理業務等に関する不調対策を実施した結果、R3年度以降減少しました。
R7年度（R8.3末時点）では2.3%となり、昨年度からは僅かな上昇となっています。



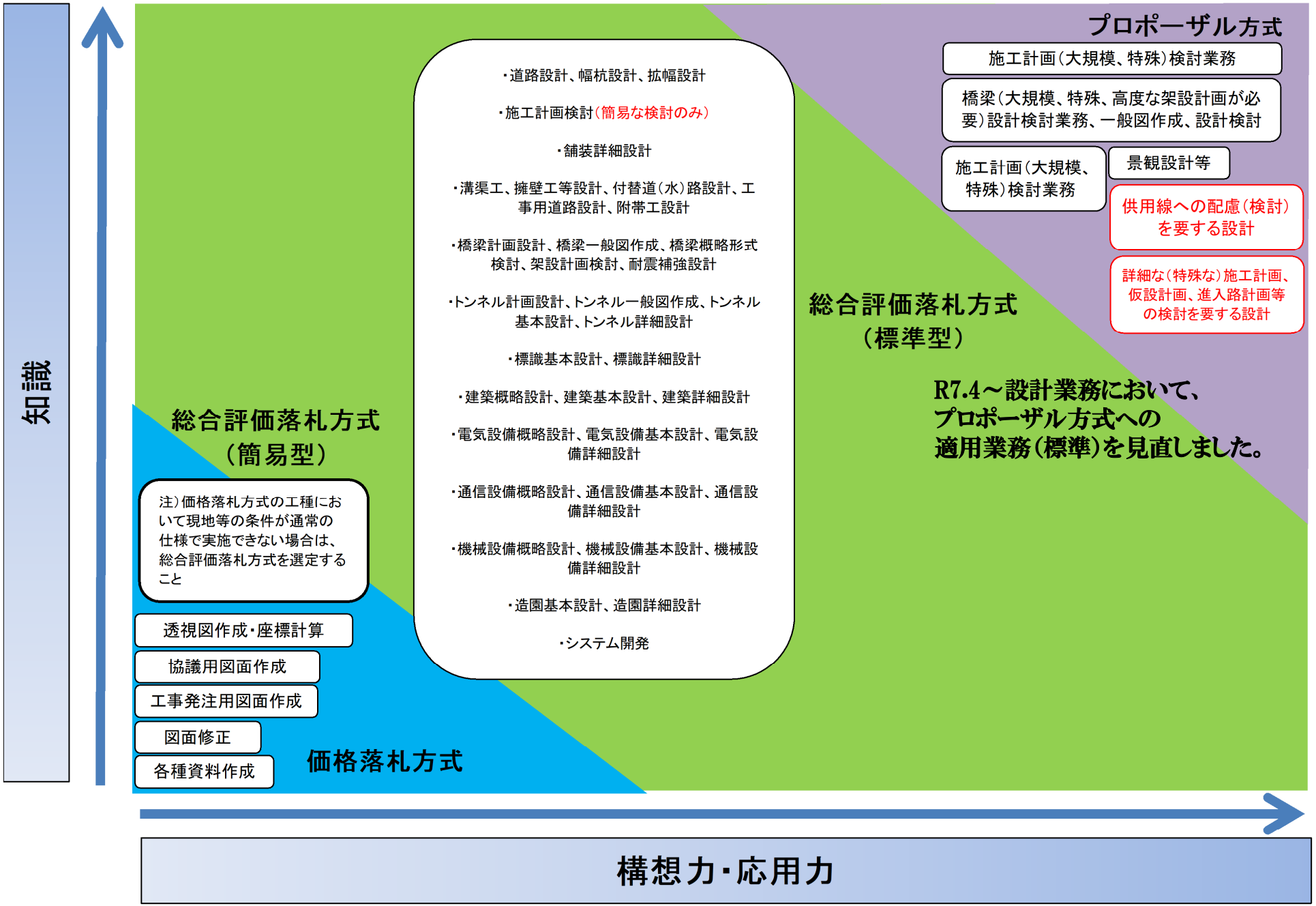
※ 随意契約を除く

8. 調査等の総合評価落札方式

調査等の落札方式の分類（標準）測量・調査関係



調査等の落札方式の分類（標準）設計業務関係



調査等業務の総合評価落札方式

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が契約制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とします。

評価値　≪加算方式≫
= 価格評価点(100点)+技術評価点(200～400点)

$X_0 \leqq X$

$$y = -\frac{(X-X_0)^2}{2(100-X_0)} + 100$$

$X_0 > X \geqq 65\%$

$$y = \frac{100}{(X_0-65)} \times (X-65)$$

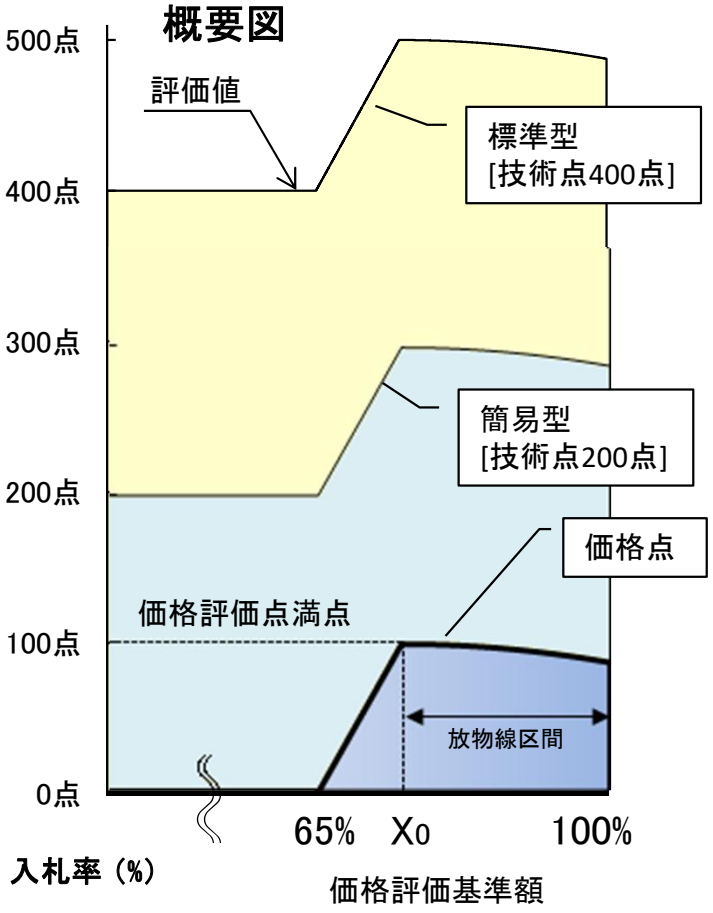
$X < 65\%$

$y = 0$

X：入札率（%）　y：価格評価点　X_0：$\frac{\text{価格評価基準額}}{\text{契約制限価格（税抜）}} \times 100$

（参考）　価格評価基準価格　※青字は算出結果の一例

業種区分	価格評価基準額算定	
測量業務等	①直接費＋②諸経費×0.50	約80%
土質地質調査等	①直接費（直接調査費）＋②直接費（間接調査費）×0.9 ＋③技術業務費×0.8＋　④諸経費×0.50	約82%
設計業務	①技術業務直接人件費＋ ②技術業務直接経費＋ ③その他原価×0.9 ＋④一般管理費等×0.50	約80%
建築設計	①直接人件費＋ ②特別経費＋ ③技術料等経費×0.6 ＋④諸経費×0.6	約77%
補償関係コンサルタント業務	①直接人件費＋ ②直接経費＋ ③その他原価×0.9 ＋④一般管理費等×0.50	約80%



■ 技術評価点　（技術評価点と価格評価点）
○簡易型
　技術評価点：価格評価点＝200点：100点
○標準型
　技術評価点：価格評価点＝400点：100点

調査等総合評価落札方式のタイプ毎の技術評価点 （標準）

■ 簡易型

当該業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うもの。

■ 標準型

業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提案を求める特定テーマを示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うもの。

評価項目	評価内容	配点	
		簡易型	標準型
一　配置予定技術者の資格及び実績等	技術者資格及びその専門分野の内容	50点	50点
	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容		
二　配置予定技術者の成績及び表彰	同種又は類似業務の成績評定点		
三　業務実施方針及び手順	業　務　理　解　度	50点	50点
	実　施　手　順		
	そ　の　他		
四　特定テーマに対する技術提案（簡易型総合評価落札方式には適用しない。）	的　確　性		100点
	実　現　性		
	独　創　性		
合　　計		100点	200点
技術評価点（合計×2）		200点	400点

調査等の総合評価落札方式のタイプ別評価項目 1/2

① 簡易型総合評価落札方式（設計の場合の標準）

評価項目		評価　の着目点		評　価					
			3段階	A		B	C		
			4段階	A	A’	B	C		
			5段階	A	A’	B	B’		C
			6段階	A	A ‘	B	B’	B1’	C
配置予定技術者の経験及び業務実施能力（技術者評価）	管理技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野の内容		当該業務に関係する部門の技術資格を有する	左に該当しない国家資格を有する	－	ＲＣＣＭ、土木学会認定技術者等を有する		
		平成〇年度以降の同種又は類似業務の実績の内容		高度な実績がある（同種業務の実績がある又は同種業務の実績が豊富である）		－	左に該当しない（類似業務の実績がある）		
		提出された同種又は類似業務の業務成績		８９点以上	８９点未満８７点以上	８７点未満８５点以上	８５点未満８０点以上	８０点未満７５点以上	７５点未満
		令和〇年度以降のNEXCO東・中・西日本の業務表彰経験の有無		支社長以上の表彰の経験がある		所長表彰の経験がある	実績がない		
		手持ち業務の契約金額合計及び手持ち業務の件数		１億円未満で３件未満	１億円以上で３件未満	１億円未満で３件以上	１億円以上で３件以上		
	担当技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野の内容		当該業務に関係する部門の技術資格を有する	左に該当しない国家資格を有する	ＲＣＣＭ、土木学会認定技術者等を有する	左に該当しない		
		平成〇年度以降の同種又は類似業務の実績の内容		高度な実績がある（同種業務の実績がある又は同種業務の実績が豊富である）		左右に該当しない（類似業務の実績がある）	実績がない		
		提出された同種又は類似業務の業務成績		８９点以上	８９点未満８７点以上	８７点未満８５点以上	８５点未満８０点以上	８０点未満７５点以上	７５点未満
	照査技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野の内容		当該業務に関係する部門の技術資格を有する	左に該当しない国家資格を有する	－	ＲＣＣＭ、土木学会認定技術者等を有する		
		平成〇年度以降の同種又は類似業務の実績の内容		高度な実績がある（同種業務の実績がある又は同種業務の実績が豊富である）		左右に該当しない（類似業務の実績がある）	実績がない		
		提出された同種又は類似業務の業務成績		８９点以上	８９点未満８７点以上	８７点未満８５点以上	８５点未満８０点以上	８０点未満７５点以上	７５点未満
業務実施方針及び手順（提案内容の評価）		業務の理解度	目的、条件、内容の理解	極めて高い	高い	普通	やや低い		低い
		実施手順	実施手順の妥当性						
			業務量把握の妥当性						
		その他	重要事項の指摘						

■評価基準（標準）

	A	A’	B	B’	B1’	C
3段階	5点	-	3点	-	-	0点
4段階	5点	4点	3点	-	-	0点
5段階	5点	4点	3点	2点	-	0点
6段階	5点	4点	3点	2点	1点	0点

調査等の総合評価落札方式のタイプ別評価項目 2/2

② 標準型総合評価落札方式（設計の場合の標準）

評価項目		評価　の着目点		評　価					
			3段階	A		B	C		
			4段階	A	A’	B	C		
			5段階	A	A’	B	B’		C
			6段階	A	A ‘	B	B’	B1’	C
配置予定技術者の経験及び業務実施能力（技術者評価）	管理技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野の内容		当該業務に関係する部門の技術資格を有する	左に該当しない国家資格を有する	－	ＲＣＣＭ、土木学会認定技術者等を有する		
		平成○年度以降の同種又は類似業務の実績の内容		高度な実績がある（同種業務の実績がある又は同種業務の実績が豊富である）		－	左に該当しない（類似業務の実績がある）		
		提出された同種又は類似業務の業務成績		８９点以上	８９点未満８７点以上	８７点未満８５点以上	８５点未満８０点以上	８０点未満７５点以上	７５点未満
		令和○年度以降のNEXCO東・中・西日本の業務表彰経験の有無		支社長以上の表彰の経験がある		所長表彰の経験がある	実績がない		
		手持ち業務の契約金額合計及び手持ち業務の件数		１億円未満で３件未満	１億円以上で３件未満	１億円未満で３件以上	１億円以上で３件以上		
	担当技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野の内容		当該業務に関係する部門の技術資格を有する	左に該当しない国家資格を有する	ＲＣＣＭ、土木学会認定技術者等を有する	左に該当しない		
		平成○年度以降の同種又は類似業務の実績の内容		高度な実績がある（同種業務の実績がある又は同種業務の実績が豊富である）		左右に該当しない（類似業務の実績がある）	実績がない		
		提出された同種又は類似業務の業務成績		８９点以上	８９点未満８７点以上	８７点未満８５点以上	８５点未満８０点以上	８０点未満７５点以上	７５点未満
	照査技術者	技術者が有する技術資格及びその専門分野の内容		当該業務に関係する部門の技術資格を有する	左に該当しない国家資格を有する	－	ＲＣＣＭ、土木学会認定技術者等を有する		
		平成○年度以降の同種又は類似業務の実績の内容		高度な実績がある（同種業務の実績がある又は同種業務の実績が豊富である）		左右に該当しない（類似業務の実績がある）	実績がない		
		提出された同種又は類似業務の業務成績		８９点以上	８９点未満８７点以上	８７点未満８５点以上	８５点未満８０点以上	８０点未満７５点以上	７５点未満
業務実施方針及び手順（提案内容の評価）		業務の理解度	目的、条件、内容の理解	極めて高い	高い	普通	やや低い		低い
		実施手順	実施手順の妥当性						
			業務量把握の妥当性						
		その他	重要事項の指摘						
特定テーマに対する技術提案（提案内容の評価）		全体	テーマ間整合性	極めて高い	高い	普通	やや低い		低い
		的確性	与条件との整合						
			キーワードの網羅						
		実現性	説得力						
			提案内容の裏付け						

■評価基準（標準）：前頁のとおり

調査等業務における配置予定技術者の手持ち業務量

（手持ち業務が複数年契約の場合における、手持ち業務量の評価について　R1.5～）

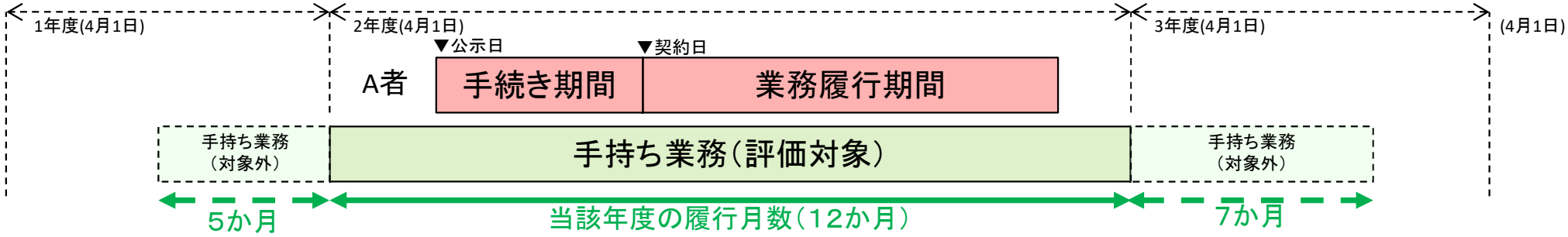
【現行】公示日時点の手持ち業務量について、手持ち業務の履行期間に関わらず、契約金額を手持ち業務の金額として評価。

【変更】公示日時点の手持ち業務量について、複数年契約の業務の場合は、手持ち業務の契約金額を手持ち業務の履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を手持ち業務の金額として評価。なお、共同企業体として受注した業務の場合は、更に出資比率を乗じた金額とする。

発注業務が単年の場合

手持ち業務：契約金額 20百万円・総履行期間 24カ月
A・B共同企業体　出資比率A:B＝60：40

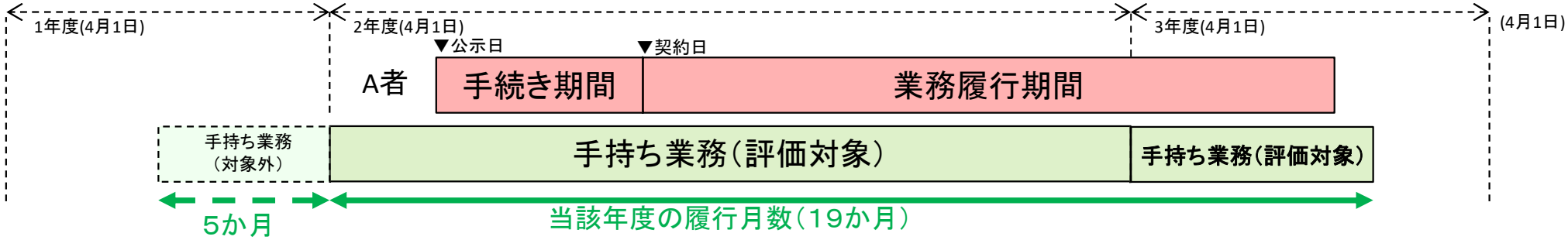
手持ち業務量の算出方法
契約金額÷総履行期間×当該年度の履行月数×出資比率＝
20百万円÷24カ月×12カ月×60%＝6.0百万円



発注業務が複数年の場合

手持ち業務：契約金額 20百万円・総履行期間 24カ月
A・B共同企業体　出資比率A:B＝60：40

手持ち業務量の算出方法
契約金額÷総履行期間×当該年度の履行月数×出資比率＝
20百万円÷24カ月×19カ月×60%＝9.5百万円



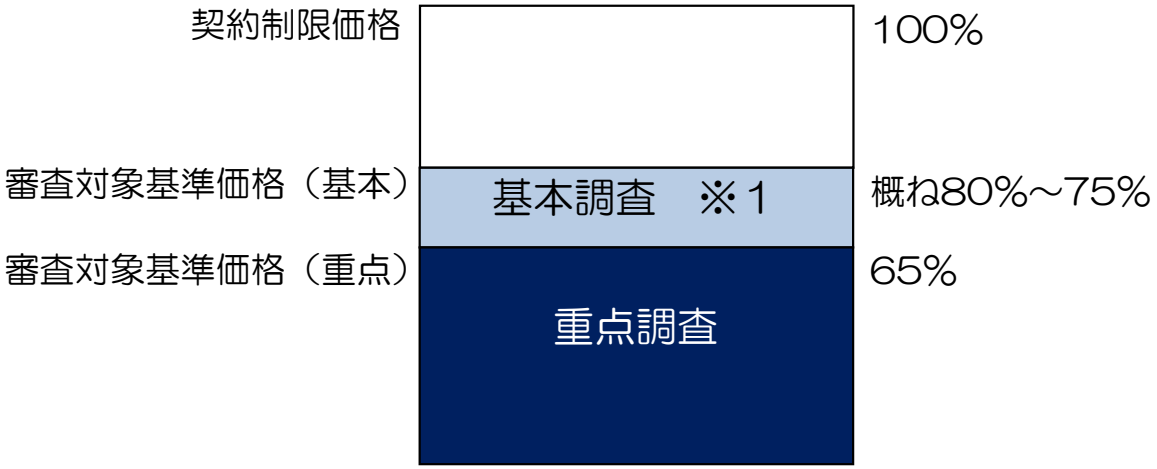
※当該年度の履行月数とは、発注業務の公示日から業務履行期限（工期末）までに含まれる年度を対象とする

※当該年度の履行月数は、各月の日数に関係なく、ひと月単位として算定する

調査等における低入札価格調査の概要

NEXCO西日本では、「審査対象基準価格」を設定し、入札価格によって、失格または低入札調査等を行います。

【総合評価落札方式・プロポーザル方式・価格競争方式】



※1 審査対象基準価格（基本調査）を下回る価格で入札を行った者へは、低入札調査を実施しますが、以下の項目①②全てに該当する場合は、審査対象基準価格（基本調査）を下回る価格で入札を行った者であっても、低入札調査を行うことなく失格とします。
①価格落札方式であること
②審査対象基準価格（基本調査）以上、契約制限価格以下に入札を行った者が、他者にいること

■ 審査対象基準価格（基本）　※契約制限価格に対して　75%を下限とする

対象区分	審査対象基準価格（基本） 算定
測量業務等	①直接費 ＋ ②諸経費× 0.50
土質地質調査等	①直接費（直接調査費） ＋ ②直接費（間接調査費）×0.9 ＋ ③技術業務費×0.8 ＋ ④諸経費×0.50
設計業務	①技術業務直接人件費 ＋ ②技術業務直接経費 ＋ ③その他原価×0.9 ＋ 一般管理費等×0.50
建築設計	①直接人件費 ＋ ②特別経費 ＋ ③技術業務等経費×0.6 ＋ ④諸経費×0.6
補償関係コンサルタント業務	①直接人件費 ＋ ②直接経費 ＋ ③その他原価×0.9 ＋ ④一般管理費等×0.50

■ 審査対象基準価格（重点）

契約制限価格の６５％

調査等における低入札調査　１/３

入札価格の根拠となる証拠書類を基に、当該契約の内容に適合した履行が可能かどうかを審査します。
明確な立証を入札参加者ができなければ、その入札参加者は入札無効となります。

［調査の流れ］

審査対象基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、低入札価格調査に係る資料提出を書面により要請



書面審査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされるかどうかについて確認

■ 低入札調査に必要な提出書類

提出を求める資料	基本調査	重点調査
①　当該価格により入札した理由	○	○
②　入札価格の内訳	○	○
③　当該契約の履行体制	―	○
④　手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	―	○
⑤　配置予定技術者名簿等	―	○
⑥　手持ち機械の状況	―	○
⑦　過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	―	○
⑧　誓約書	○	○

調査等における低入札調査　2/3

■ 低入札調査内容及び着眼点（1/2）

調査項目	調査の着眼点
［様式-1］ 表紙	
［様式-2］ ① 当該価格により入札した理由	当該入札価格で当該調査等業務が契約の内容に適合した履行が可能なことを確認するため、当該価格で入札した理由を、直接費、直接人件費、直接経費、特別経費、その他原価、一般管理費等の金抜設計書に記された各費目別に、手持ち業務の状況及び保有する技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質を図りうること並びに手持ち機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託会社の協力等に照らして、入札した価格で業務実施可能である理由を具体的に記載してください。
［様式-3］ ② 入札価格の内訳書	➢ 仕様及び数量 入札金額に対応した内訳書について、仕様及び数量を適正に記載してください。入札金額の内訳が、入札金額に対応した内訳書に対する明細書（様式－３）に適正に記載されていることを確認するものであり、重大な計上漏れ、計上ミス等がある場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」旨、判断いたします。 ➢ 技術者（労務）単価及び内訳書の金額 様式－３に記載された技術者（労務）単価及び内訳書の金額について、当該内訳書の金額の設定理由を記載した資料及び押印付の見積書等当該内訳書の金額の根拠となる資料を提出してください。 ➢ 再委任先との関係 再委任を予定している場合には、その業務実施体制について（様式－４）に記載し、その再委任先からの押印付の見積書等を提出してください。
［様式-4］ ③ 当該契約の履行体制	当該業務に係る配置予定技術者及び再委任の相手方について記載してください。
［様式-5］ ④ 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	配置予定技術者等について契約金額250万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務をすべてについて記載してください。

調査等における低入札調査　3/3

■ 低入札調査内容及び着眼点（2/2）

調査項目	調査の着眼点
［様式-6］ ⑤ 配置予定技術者名簿等	調査等請負契約書第１０条第１項及び第１１条第１項の規定に基づき設置する管理技術者及び照査技術者、並びに調査等共通仕様書第１章1-8及び1-10に規定する現場作業責任者及び担当技術者（以下「配置予定技術者等」という。）について、記載してください。また、配置予定技術者と入札者との雇用関係の確認を示す書類（健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額通知書の写し等）を提出してください。
［様式-7］ ⑥ 手持ち機械の状況	手持ち機械等の状況について、当該調査業務に使用する予定である機械等を様式－７に記載してください。低価格で調達可能であるとしている場合は、保有機械等の具体の仕様状況や、低価格で調達が可能な理由の根拠を記載してください。
【様式-8］ ⑦ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	当該年度を含む過去３ヵ年に公共事業発注機関が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、過去に受注・履行した同種又は類似の業務（契約対象業務と同じ業務区分）の名称及び発注者について、様式－８に記載してください。 ➢ 過去の受注・履行した同種又は類似の業務の低入札による調査業務の受注実績がある場合は、当該調査等について上記②～⑥）に係る内容について提出してください。 ➢ 公共事業発注機関が発注した業務について成績評定点についても写しを提出してください。
［様式-9］ ⑧ 誓約書	➢ 入札金額で、適正な品質の確保のための体制確認・再任予定業者等との適正な契約及び支払を行うことを証することを目的に、代表取締役が記名・押印して作成してください。 ➢ 「調査等名」には、本調査等名を記載してください。 ➢ 「入札金額」には、入札者が行った入札金額（税抜き）を記載してください。